

# 元請会社の下請労働者に対する 安全配慮義務 (2)

平 野 裕 之

## 序章 問題提起

### 第1章 議論の整理・分析

- 1 判例についての確認
- 2 安全配慮義務とそれ以外の義務を区別する意義

### 第2章 関連判例の紹介

- 1 炭鉱労働の事例 (じん肺)
- 2 建築関係——転落事故

(以上、97 卷 7 号)

- 3 建物関係 (建築以外)
- 4 土木工事
- 5 レンガ積み工事
- 6 造船所での作業
- 7 元請会社が管理している現場ではない場合——高所での作業による転落事故等
- 8 元請会社の工場内等での作業 (注文者の責任も含む)
- 9 潜水作業など
- 10 原発事故の復旧作業

(以上、本号)

### 第3章 判例の整理・分析

- 1 安全配慮義務が認められた事例の分析
- 2 安全配慮義務が否定された事例の分析
- 3 元請会社の下請労働者に対する安全配慮義務の関連問題
- 4 安全配慮義務が認められるための要件

### 第4章 本稿の提言

- 1 元請会社の下請労働者に対する安全配慮義務の要件は1つではない
- 2 労働安全衛生法における元方事業者の義務との関係
- 3 使用従属関係が認められない場合の元請会社の義務
- 4 元請会社の下請労働者に対する義務の総括

### 終章 本稿の総括

(以上、97 卷 9 号)

## 第2章 関連判例の紹介 (承前)

### 3 建物関係 (建築以外)

#### (1) 建物修補、解体工事等 (転落事故)

① 【24】東京地判昭46・12・27判時659号89頁 (使用者責任が問題とされている)

i 事案 Y<sub>1</sub> (元請) は甲から本件建物の修繕補修工事を請け負い、工事のうちスレートによる屋根の葺替工事を Y<sub>2</sub> (第1次下請) に下請させた。本件事故発生の当時 A、B 及び C が本件工事に従事していたが、Y<sub>2</sub> は、少くとも契約の形式の上では本件工事の施工を A に下請させ (第2次下請)、B と C は A に使用されて本件工事に従事していた (ii で Y<sub>2</sub> の被用者と認定される)。C は墜落の寸前まで棟の母屋材を足場にして棟に当てる山型スレートの取り付け準備作業である糊塗り作業に従事していて墜落し死亡した。足が滑ったか足を踏み外したかしたことが原因であり、本件事故は典型的な踏み抜き事故と認定されている。

ii Y<sub>2</sub> (下請会社) の責任 (肯定) Y<sub>2</sub> はその請け負った工事を施工するに必要な労働者を雇傭してはならず、A のようないわゆる親方に下請の形式で工事を施工させてこれを完成することにしてきたこと、A は資力を有せず、専ら Y<sub>2</sub> からのみ工事の施工を下請けし、施工に要する資材はもちろん所要の道具や保護帽の類まですべて Y<sub>2</sub> から無償で提供を受けていたこと等から、「Y<sub>2</sub> は本件工事についての事業主であったことになり、A、B 及び C は Y<sub>2</sub> に使用される労働者であった」ということになる。

iii Y<sub>1</sub> (元請会社) の責任 (否定) Y<sub>1</sub> は災害補償については、本件工事における使用者とみなされるが、この事実から「当然に Y<sub>1</sub> が本件工事の事業主であったと考えることはできない。また、元請負人である Y<sub>1</sub> が下請負人である Y<sub>2</sub> に対し工事上の指図をし若しくはその監督のもとに工事を施工させ、その間に使用者と被用者との関係又はこれと同視し得る関係すなわち使用従属の関係があったことを認めるに足る証拠はなく、かえって《証拠略》を総合すると Y ら間には右のような使用従属の関係は存しなかった

ものと認められる。従って  $Y_1$  は、災害補償の点についてを除けば、本件工事について労働基準法上の使用者と認めることはできない。「 $Y_1$  が右使用者として前記の墜落災害防止のために必要な措置を講ずべき義務があったとは認められない」。「 $Y_1$  が  $Y_2$  に対し本件工事上の指図をし若しくはその監督のもとに工事を施工させその間に使用者と被用者との関係又はこれと同視し得る関係があったと認められないことは前判示のとおりであるほか  $A$  及び  $D$  が本件工事の施工につき  $Y_1$  の指揮、監督を受けていたと認めるに足りる証拠はない。従って  $Y_1$  が民法第 715 条 1 項により損害賠償義務を負うものとする  $X$  らの主張ないしこれを前提とする請求はその余の判断をなすまでもなく失当である」。

## ② 【25】東京地判昭 57・3・29 判タ 475 号 103 頁（下請労働者）

i 事案  $Y_1$  は、 $A$  家具店から同店倉庫新築工事及び同現場に存在したスレート葺鉄骨造のガレージ 2 棟の解体工事を請け負い、解体工事を  $Y_2$  に下請に出した。 $Y_2$  の従業員（形式は請負契約）である  $X$  がスレート葺鉄骨造のガレージ 2 棟の解体作業中、高さ約 4・5 メートルのスレート葺屋根の上にあがって、スレートを止めてあるボルトをはずしていた際、スレートを踏み抜き屋根から墜落し、頭部外傷、脊髄損傷の重傷を負った。

ii  $Y_2$ （雇主）の責任（肯定）「 $X$  は、鉄骨の製作、組立作業を行う現場労働者の集りである高木組の親方……で、本件事故当時その配下に 5 人の労働者がいた」。「 $X$  は、これといった資産がなく、……これらの工具を車に積み込んで、注文先の工場、現場等に赴き、必要な資材の提供を受け、安全設備等についても、ヘルメット、歩み板、命綱等の安全保護用具を自から用意することなく、現場に用意されたものを利用して、作業をする下請労働者である」。「 $X$  は配下の労働者を連れて、作業を命じられた場所で必要な資材及び必要な安全設備の提供を受けて作業をしていたものであり、その作業する労働環境を自から決定する立場にはなく、一方  $Y_2$  は、自己の労働力の不足を補うため従前から必要に応じてある程度継続的に  $X$  及びその配下の労働者の労働力を利用し、また利用できる立場にあり、そして  $X$  らの労働力を利用する場合には、 $X$  らを被用者同然に使用して、その労働力を何

時、どの現場でどのような作業に従事させるか等につき指揮、命令権を有していたものであり、XらとY<sub>2</sub>との間には、使用、従属の関係があったものといえる。そして、本件解体工事も右関係を前提してなされたものと認められる。そうだとすると、XとY<sub>2</sub>との間で本件解体工事につきなされた契約は請負契約の形式をとってはいるが、その実質は使用従属の関係にある労働契約とみることができ、Y<sub>2</sub>はXに対し、右契約に基づく安全保護義務を負うものである」。

iii Y<sub>1</sub> (元請) の責任 (否定) 「本件解体工事は、Y<sub>1</sub>がA家具店から請負ったA家具店倉庫新築工事を着工する前の右新築現場に存するガレージ二棟を解体する工事で、右解体工事時点においては、本件現場は未だ新築工事の元請であるY<sub>1</sub>の支配、管理下にはなかったこと、Y<sub>1</sub>は、木造建築の専門業者であり、これまでXに直接下請に出したことはなく、本件も事故が発生するまでは、Y<sub>2</sub>が更にXに下請に出していたことを知らなかったことが各認められ……、本件全証拠によるも、X主張のように、本件解体工事の元請人であるY<sub>1</sub>とXとの間に使用者と被用者との関係またはこれと同視し得る関係すなわち使用従属関係があった事実を認めることができない」。

③ 【26】 広島地裁呉支判平 30・9・28 LEX/DB25561506 (建物解体作業での転落)

i 事案 Y<sub>3</sub>は、Aから同社王寺工場のボードプレス集塵機等の塗装工事を請け負った。Y<sub>3</sub>は、Y<sub>1</sub>との間で、本件塗装工事に使用する仮設足場の設置及び解体工事に係る請負契約を締結した。X (一人親方) は、Y<sub>1</sub>との間で本件解体工事に係る契約を締結したY<sub>2</sub>の指示を受けて、本件解体工事に従事した。XY<sub>1</sub>間の一人親方契約書においては、Xは、Y<sub>1</sub>の元請人及び現場監督者の指示に従い、誠実に作業を実施することが合意されている。Y<sub>2</sub>とY<sub>1</sub>は、本件下請負基本契約書を作成し、Y<sub>1</sub>は、Y<sub>2</sub>の下請として、Y<sub>2</sub>の発注する足場工事に従事すること、Y<sub>1</sub>は、施工に当たり、安衛法その他の安全に関する法令等を遵守し、工事従事者の災害防止に万全を期するとともに、災害防止のため、Y<sub>1</sub>自らも作業基準を確立し、責任体制を明確にする

ことなどが定められていた。X は安全帯を着用した状態で、本件解体工事に従事するために本件足場に上ったところ、本件足場から転落し負傷した。

ii Y<sub>3</sub> (塗装の元請会社) の責任 (否定) 「元請人は、通常、下請負人の仕事に従事する労働者等による仕事の過程を直接拘束するものではないから、原則として、当該労働者等に対する安全配慮義務を負うことはないと解されるが、具体的な事実関係の下で、元請人と当該労働者等との間に特別な社会的接触の関係が形成されたものと認められる場合には、元請人は、信義則上、当該労働者等に対して安全配慮義務を負う」(平成3年判決を援用)。「特別な社会的接触の関係が形成されたか否かは、元請人の管理する設備、工具等を使用させていたか、労働者等が事実上元請人の指揮、監督を受けて稼働していたか、その作業内容が元請人の従業員の作業内容と類似性を有するものであるか等の事情を総合考慮して判断するのが相当である」。「本件解体工事に対する Y<sub>3</sub> の関与は、安全管理に関する一般的な指示程度にとどまり、X が Y<sub>3</sub> の備品等を使用することも、Y<sub>3</sub> から実質的な指揮、監督を受けることもなかったのであるから、両者の間に、安全配慮義務の基礎となるような特別な社会的接触の関係が形成されたものと認めることはできない」。

iii Y<sub>2</sub> (足場設置・解体の下請会社) の責任 (肯定) 「Y<sub>2</sub> も X との間に直接的な契約関係はなかった」。「X と Y<sub>2</sub> とは直接的な契約関係にない上、その請求額 (損害額) は双方の請求について同一であるものの、附帯請求の始期に関しては、不法行為責任の方が X に有利であると考えられるので、まず Y<sub>2</sub> の不法行為責任の有無について判断する」。「足場工事を業とする Y<sub>2</sub> は、本件足場の設置及び解体工事全体を Y<sub>3</sub> から請け負い、自ら設備類や作業人員を手配し、足場の組立て等作業主任者に選定した自社取締役である P<sub>6</sub> をして (あるいは P<sub>6</sub> から指示を受けた P<sub>10</sub> を介して)、X を含む作業員に対し、本件解体工事における配置や解体作業の手順等を指示し、本件解体工事に従事させたものである。そうすると、Y<sub>2</sub> は、X との関係において、Y<sub>2</sub> の管理する設備 (本件足場) に関して、実質的な業務上の指揮、監督を行い、正に Y<sub>2</sub> の従業員が足場工事において行うのと同様の作業に従事させたものというべきである」。「Y<sub>2</sub> は、X との間で、安全配慮義務の基礎となる特別

な社会的接触の関係を形成していたと認められ、信義則上、X に対する安全配慮義務を負っていた」(不法行為責任肯定)。

iv Y<sub>1</sub> (足場設置・解体の元請会社) の責任 (肯定) 「Y<sub>1</sub> は、X に対して、本件解体工事に従事するに当たり安全帯を正しく使用するよう指導する義務を怠ったものと認められ、少なくともこれについて過失があったことは優に認定できるところである」(X に対する不法行為責任を免れない)。

## (2) 山門の屋根葺替え工事 (転落事故)

### ① 【27】 岐阜地判昭 56・8・31 判時 1036 号 98 頁 (注文者の請負人に対する責任)

i 一般論 「一般に、ある契約関係に立つ当事者間においては、履行、受領等の契約的接触過程において一方又は双方の当事者につき、その生命、身体、財産等に危険の発生が予測される場合、その相手方は、当該契約の附随義務として、右の危険を注意 (指示、説明等) してこれが回避を可能ならしめる義務を信義則上負っており、右義務の内容は、契約の種類、内容、右義務が問題となる当該具体的状況等によって定まるものというべきである。そして、このことは、当該契約が請負契約の場合であっても同断であって、請負は、仕事の完成を目的とするものであり、請負人は、通常その判断と責任において仕事を完成させるものではあるけれども、注文者の支配領域にある事情が直接的に危険の発生を招くおそれのある場合、例えば、注文の内容自体に危険が隠れているとか、注文者が特殊な原材料を提供する場合でその性状、取扱方法がいまだ広く知られるに至っていないときなどは、あらかじめ注文者の側においてこれらの点を請負人に告知し請負人をして適切な措置をとらしめる義務があると解すべきである」。

ii あてはめ (否定) 「本件についてこれを見ると、本件山門の屋根葺替え工事を注文した Y につき、X ら主張のような安全配慮義務 (危険告知義務) を認めさせるに足る資料は見出しえない。かえって、すでに認定したとおり、本件山門の構造上の 2 つの特徴なるものは、特に告知説明を受けるまでもなくたやすく観取しうるものであること、請負人である A が屋根葺

職人であったことは当事者間に争いがなく、……A は少なくとも 20 年程度は瓦葺きの業務に従事していたことが認められること、……屋根瓦葺の専門職であれば、本件山門の瓦葺替工事の施行にあたっては、順序として柱が内側に入っている東側屋根の瓦から下ろすのを常識とすることがうかがわれること、……僧侶である代表役員その他の Y 法人の役員らは、本件山門の前記特徴を知ってはいたけれども、屋根葺替工事の具体的手順や、本件のような態様の事故発生の可能性については、なんらの知識も有していなかったし、もちろんこのような事故を見聞したこともなかったことが認められること以上の諸点を考え合わせれば、本件山門の構造上の特徴を把握し、これに見合った手順、工法を選定、設定することは、もっぱら請負人たる A の判断と責任の範囲に属し、Y 代表者らにおいて A に対して山門の特徴を告知し、さらには事故発生の危険を予告する行為に出るべき必要は一切なかったことが明らかである」。

#### 4 土木工事

##### (1) 転落事故

##### ① 【28】大阪地判昭 56・5・25 判タ 449 号 153 頁（河川根固工事・下請労働者）

河川根固工事現場において、同工事の下請会社の従業員が、護岸から切梁り H 鋼を経て作業台船へ渡る途中、護岸から切梁り H 鋼に掛け下したハシゴの下端支持部が滑ったため、ハシゴから転落して負傷した事例である。

「Y はその従業員である A を本件工事現場の事務所々長兼統括安全責任者に任命し、A および B、C の 3 名を本件工事現場に派遣して常勤せしめ同入らの指揮監督のもとに D ほかの下請業者に工事を施行させていたものであって、右 3 名の者は D の従業員であった X やその他下請業者の従業員に対しその従業員が担当する専門分野の技術的内容にわたる点についての指導はともかく一般的な作業進行や作業行動については直接これを指揮監督する立場にあり現にこれを行っていたものと認めるのが相当である」。「すなわち、

XはYが支配管理する本件工事現場内においてYの直接の指揮監督のもとに労務を提供していたものであり、両者間には直接の雇傭契約ないし労働契約は存しないにしてもいわゆる使用従属の関係が存したものであると、かかる場合には下請の従業員たるXはYに対しその指揮監督に従うべき義務を負う反面、元請人たるYは、下請業者の従業員であるXに対し信義則上右労働関係（使用従属関係）に附随する義務としてその労務提供の過程において生命、身体をそこなうことのないよう危険から保護しその安全を保証するよう配慮すべき義務を負う」。

② 【29】 東京地判平5・11・19 交民集 26 卷 6 号 1440 頁（建物解体作業におけるトラックの屋根からの転落・下請労働者）

i 事案 Yがその請け負った建物解体作業をBに下請に出し、Bの従業員Xが下請作業中にダンプカーの屋根から地面に落下して負傷した事例である。

Xは、本件解体作業の現場において、本件家屋の解体によって排出された木材のトラックへの積載作業が終わった後、解体作業者の間で通称ガラと呼ばれるコンクリート及びモルタルの破片等のごみ（以下「ガラ」という）のダンプカーへの積載作業を行っていた。すなわち、Yの従業員である訴外Aがパワーショベルを運転操作してガラをパワーショベルのバケットで拾い上げて、ダンプカーの荷台の上まで運び、荷台に下ろす作業を行うに際し、Xは、ダンプカーの運転席の屋根に上り、ガラをダンプカーの荷台に均等に積載させるためにパワーショベルの運転者にガラを落とす位置の指示をする等の作業を行っていた。Xは、同作業中にダンプカーの運転席の屋根から地面に落下して負傷した。

ii 元請会社の安全配慮義務の認否 「BがYの下請けとして、本件解体作業をするについては、Yがパワーショベル及びダンプカーを提供していること、解体作業の日程等についてはYから事実上の指示、監督があったとみるのが合理的であること、B及びXを含むその従業員らとともにYの従業員5名がパワーショベルの運転及びダンプカーの運転を含む作業に当たっていたこと、B及びその従業員の賃金は日当で支払われたこと等の各事



実が認められ、右各事実によれば、Y と B の従業員との間には、直接の雇用契約関係はないが、Y と B との間の請負契約及び B とその従業員との間の雇用契約を媒介として間接的に成立した法律関係に基づいて、Y は、B の従業員である X が本件家屋の解体作業について労務を提供するに際し、X の生命、身体、健康を害することがないように配慮すべき信義則上の安全配慮義務を負っていた。」。

iii Y の安全配慮義務違反 「Y は、Y の従業員である A にパワーショベルの運転操作をさせるについては、右操作によって他の作業員に対し危害を及ぼすことのないよう指導、監督をすべき義務を負っていたにもかかわらず、A に対し、パワーショベルの安全な運転技術の修得のための指導、監督を怠り、また、X に対しダンプカーの上での作業の安全確保のための指導、監督をも怠り、本件事故を発生させたものであるから、Y に安全配慮義務違反が認められる。よって、Y は民法 415 条による債務不履行責任を負う」。

③ 【30】東京地判平 24・2・21 Westlaw2012WLJPCA02218002 (空港下水道施設改良工事・下請労働者)

i 一般論 「安全配慮義務は、一般に雇用契約などの契約に伴って認められるものではあるが、直接の契約が認められない元請業者と下請業者の従業員等との間に特別な社会的接触の関係が認められる場合には、信義則あるいは条理上、下請業者の従業員等に対して元請業者が安全配慮義務を負う場合があると解される。」。

ii あてはめ Y は、B に対し、甲空港下水道施設改良工事（本件工事）を発注した。X は、B の専属下請である。本件工事では、作業の開始前に、現場事務所において、当日の作業に関する注意事項を確認するためのミーティングが行われ、Y の職員全員と、下請業者の責任者（現場代理人）が参加していた。X も、現場代理人としてミーティングに参加していた。このミーティングなどの際に、本件工事の個々の作業について [Y の] 乙所長から当日の細かい作業内容や作業手順について指示をしていたということはなく、本件工事において、具体的にどのように工事を進めるかについては、

施工計画の範囲内において、下請業者である B の判断に委ねられていた。

「上記認定のとおり、X は、B の専属下請であったところ、B は、下水道工事の専門性を有しており、本件工事の施工計画書作成の参考とするために、B が以前に施工した工事の施工計画書を交付するなどしている。また、X 自身も上下水道工事について相応の経験を有しており、現場代理人、主任技術者及び安全衛生推進者となっていた。そして、実際に本件工事を進めるに当たっても、X が現場代理人として、その日の作業内容を説明し、それに対し、乙所長から当日の細かい作業内容や作業手順について指示をしていたということはなく、本件工事において、具体的にどのように工事を進めるかについては、施工計画の範囲内において、下請業者である B の判断に委ねられていた。これらに照らすと、X は、下水道工事の専門性を有する B の専属下請けとして、また、X 自身も下水道工事に相応の経験を有する現場代理人として、Y から独立した立場で本件工事に従事していたものというべきであって、X と Y が特別な社会的関係にあると認めることはできない」(安全配慮義務否定)。

## (2) 機械との接触事故など

### ① 【31】神戸地裁尼崎支判昭 54・2・16 判時 941 号 84 頁 (金属スクラップの積卸し作業・請負人の労働者)

i 事案 Y<sub>1</sub> は、Y<sub>2</sub> との間に、陸揚げされたスクラップの陸上運送作業を Y<sub>2</sub> をしてなさしめることを目的とする請負契約を締結し、Y<sub>1</sub> の作業場内である本件作業現場で Y<sub>2</sub> 所有に属するクレーンと大型トラックによってスクラップの陸揚げがなされていた。X は、Y<sub>2</sub> の従業員として、他の同僚 2 名とともに、大型トラック荷台上で前記クレーンのマグネットの吸引によって運河上の曳船から同トラックに積み込まれた金属スクラップを、荷台上にならず仕事に従事していたが、スクラップが前記クレーンによって積み込まれるのを、荷台上で運転台に背を向けて監視していたとき、マグネットより落されたスクラップ破片が飛び散って X の左眼に突きささった。Y<sub>1</sub> は、Y<sub>2</sub> との間に、陸揚げされたスクラップの陸上運送作業を Y<sub>2</sub> をしてなさしめ

ることを目的とする請負契約を締結し、 $Y_1$ の作業場内である本件作業現場で $Y_1$ に属するクレーンとその運転手によってスクラップの陸揚げがなされていた。

ii  $Y$ らの責任  $Y_2$ は、事業者として安全保護義務の不完全履行があったものというべきであり、 $Y_3$ は、 $Y_2$ の商号続用の営業譲受人として債務不履行責任を $Y_2$ と重疊的に負う。「 $Y_1$ は、事業者に該るものということできないが、その作業所構内において、前叙のように $Y_2$ に下請させている関係にあつて、同一の作業場での元請負人としての作業の分担、実施の状況からすれば、元方事業者として、前記認定の安全衛生法規の違反につき関係請負人の労働者に対し必要な指導、指示を行うべきであるのに（労働安全衛生法 29 条）、右指導、指示をしなかったこと、また、特定元方事業者としても、労働災害を防止するために定期的な協議組織の設置、開催等の措置を講ずべきであるのに（同法 30 条）、右措置をとらなかったことが前示各証拠によって認められるから、安全保護義務の不完全履行があったものというべきである。したがって、 $Y$ らは各自、右債務不履行によって $X$ に生じた損害を賠償すべき義務がある」（一般論は述べない）。

② 【32】札幌地判昭和 59・2・28 判タ 525 号 258 頁（幹線工事・孫請労働者）

i 事案 札幌市甲駅前において幹線工事に従事していた $X$ （ $A$ の孫請労働者）は、他の作業員とともに、バックホーによって、地面に長さ 6 メートル幅 4 メートル、深さ 5 メートルの穴（以下「ピット」という）を掘る作業に従事していたが、ピットの中で作業している者に危険を生じたので、バックホーの運転手に停止を命じたうえ、土止め作業をしたところ、突然バックホーが旋回を開始したため、その後部で腰部をはねられ負傷した。 $X$ は、本件事故当時、 $A$ に雇用され、本件工事に従事していたものであり、 $A$ は $Y_1$ から本件工事を下請していたものであり、 $Y_1$ は $Y_2$ から本件工事を下請していたものである（ $X$ は孫請 $A$ の従業員）。

ii 一般論 「 $Y_2$ は $Y_1$ が本件工事を $A$ に再下請に出すことを容認し、本件工事現場に現場事務所を設け、現場代理人として従業員 $B$ を派遣し、

各種の用具、資材を搬入し、Bをして再下請業者である A から供給された X らを直接、間接に指揮監督をし、かつ、特定元方事業者の立場にあったものであり、Y<sub>1</sub> は、再下請業者である A を選定し、前記現場事務所に従業員 C を派遣し、C は B 及び D の指示を受け、A から供給された X らを直接、間接に指揮監督していた」。「してみると、Y 両名は、X との間で直接の雇用契約を締結していたものではないが、X を、自己の従業員に対するのと同様の立場で支配し従属させていたといわなければならない。また、労安法上の事業者に準ずる地位 (Y<sub>2</sub> は少なくとも特定元方事業者の地位) にあったといわなければならない」。「Y 両名と X との右のような関係を前提にすると、Y 両名は X に対し、本件事故発生の際の圧入ピット建設作業に関し、X の生命、健康を保護すべき安全配慮義務を信義則上負っていた」。

③ 【33】東京地判昭 59・10・22 判時 1161 号 134 頁 (護岸建設工事・下請労働者)

i 事案 Y<sub>1</sub> は、東京都から江戸川区葛西沖長島川護岸建設工事を請け負い、現場に現場代理人 A、B、C の 3 名の現場監督を配置して、同工事を施行し、Y<sub>2</sub> は Y<sub>1</sub> から、同工事のうち、長島川に打設してあった仮設鋼である H 鋼、鋼矢板の引き抜き作業を請け負い、自社の従業員である X らを同作業に従事させていた。X は、バイプロ機を使用して同作業に従事中、鋼矢板にかまして仮置きしてあったバイプロ機が倒れてきて、バイプロ機と鋼矢板との間にはさまれて川中に落下し、左手、左足を関節より上で切断する傷害を負った。

ii 一般論 「Y<sub>1</sub> が東京都から本件工事を請負い、現場に現場代理人 ABC の 3 名の現場監督を配置して右工事を施行し、Y<sub>2</sub> は Y<sub>1</sub> から本件抜き作業を下請していた」。「右 3 名の監督員は常駐し、本件工事における品質管理、工程管理、安全管理の各点について、Y<sub>1</sub> 作成の工事工程表により、全てにおいて現場を把握して管理監督しており、本件抜き作業についても、前日に 3 名の監督員と D とにより打ち合わせが行われていること、本件当日も、右 3 名の監督員のうち B が本件現場の監督担当で、約 1 時間おきに見廻る筈であったこと、下請契約においては、Y<sub>2</sub> は作業につき、Y<sub>1</sub> の工程表

及び係員の指示に従うことが合意されている」。「右事実によれば、 $Y_1$  は、 $Y_2$  の従業員に対して雇主と同視できる程度にその労務管理について指揮監督をなし得る関係を有していたということができ、信義則上、雇主である  $Y_2$  と同様の安全配慮義務を負っていた」。

④ 【34】 那覇地裁沖縄支判平 18・8・31 労判 945 号 33 頁（【35】 の第 1 審判決・孫請労働者）

i 事案 亡 A は、B に雇用され、同社が孫請業者として受注した沖縄県沖縄市の本件工事現場において、L 字型に土砂を掘り起こした後の床掘箇所コンクリート製の L 型擁壁を設置し、当該擁壁と土壁面との間に土砂等を埋め戻すために、L 型擁壁と土壁面との間に鉄板（縦 1.53 メートル、横 3.5 メートル、厚さ 2 センチメートル、重量 800 キログラム）を立てる作業に従事していた。A は、事故日の午前中、本件作業に従事していた際に、鉄板を支えていた固定材（栈木）が外れたために倒れてきた鉄板と土壁面との間に挟まれ、それによって負った傷害により死亡した（A の遺族である X らの元請会社 Y に対する損害賠償請求）。

ii 元請会社の安全配慮義務の一般論 「Y と A のように、直接の雇用契約のない元請業者と下請業者又は孫請業者の従業員との間にあっても、当該従業員が元請業者の指定した場所に配置され、元請業者の供給する設備、器具等を用いて又は元請業者の具体的な指揮監督のもとに労務の提供を行う場合であれば、元請業者は、当該従業員との間で特別な社会的接触の関係に入ったものと認められ、信義則上、当該従業員に対して、その具体的状況に応じた内容の安全配慮義務を負うものと解される」（平成 3 年判決を援用）。

iii 安全配慮義務の有無及びその具体的内容 X は、「一般的に土木建築工事においては、下請業者や孫請業者は、その請負契約上、元請業者の指揮監督に服して施工することとされているから、元請業者は常に下請業者の従業員に対して安全配慮義務を負うと主張する」が、「安全配慮義務の有無及びその具体的内容は、上記のとおり、元請業者と下請業者又は孫請業者の従業員との間に、元請業者と下請業者、さらには下請業者と孫請業者との間の請負契約を媒介とした間接的な法律関係が存在しているということ自体や、

下請業者又は孫請業者の従業員の職種だけによって決まるものではなく、下請業者又は孫請業者の従業員が労務の提供を行う過程に対する元請業者の具体的な関与の有無及びその程度、労務の内容、その提供方法、その提供場所など、安全配慮義務が問題となる具体的状況等により個別的に判断すべきものであるから、Xらの前記主張は採用できない」。

iv 関係者等の確認 本件工事は、沖縄市が発注し、Yが元請業者、Cが下請業者、Bが孫請業者となって施工されたものである。Yは、本件工事現場に現場事務所を設置し、Dを現場代理人として選任して常駐させた。Dは、ほぼ毎日、現場事務所において勤務し、1日1回程度、現場を見回っていた。Cは、Eを現場代理人として選任した。Cは、本件工事について、主に、資材等の仕入れの手配をする業務を行い、実際の施工作业は、すべて孫請業者であるBに行かせていた。Eは、毎日現場にいるわけではなく、多いときでも週に数回程度いるだけであった。

Bは、現場管理のため、Fを現場代理人として選任し、本件工事現場に派遣していた。Fは、本件事故があった現場だけでなく、そこから200メートルほど離れた他の工事現場と併せて2か所の現場をかけ持ちしており、両方の現場の見回りをしていたが、本件工事現場に来たときは、常時、現場事務所ではなく、Cの従業員らとともに施工作业をする現場付近にいた。

v Y(元請)のAに対する安全配慮義務(否定) 本件工事現場において、Yの現場代理人としてDが常駐して行動していたが、Dは、Eに対し、図面どおりに施工するように指示し、もっぱら工程に遅れがないかどうかを確認するとともに、Eから図面どおりにできない旨の報告があった場合に、発注図面を修正し、そのとおりに施工するように指示していたにすぎず、具体的な施工に当たっては、Eが、Dから渡された図面に基づいて現場を測量し、本件工事の施工作业の段取りを行い、Aらに対して、どのような内容の施工をするかについて具体的な指示をし、そして、これをどのような手順で行うかという実際の具体的な施工方法については、Eも、Aらに対して逐一指示することなく、Aらが自ら決めていたものと認められる。また、現場で使用する設備や器具等も、本件工事の仕上がりに影響する鋼材やL

型擁壁等の資材について C が発注したほかは、施工に使用するユンボなどの土木機器や工具は、すべて B が準備したものであった。

したがって、A について、労務提供に使用する場所、設備、器具等の管理を行い、具体的な作業方法についての指示を行うなどして労務提供の過程を具体的に決定する権限を有し、実際に管理をしていたのは F であって、D は、A の配置される場所を指定し、A が労務に使用する設備、器具、資材等を供給し、労務提供の過程を指揮監督する立場にはなかったものというべきである。よって、安全配慮義務を、D 及び Y に認めることはできない。

⑤ 【35】福岡高裁那覇支判平 19・5・17 労判 945 号 24 頁【34】の控訴審判決）控訴審判決は、【34】の第 1 審判決を変更し、Y の責任（使用者責任）を肯定する。

i 安全配慮義務の一般論 「安全配慮義務は、通常は、雇用契約などの契約に伴って認められるものではあるが、直接の契約が認められない元請業者と下請業者の従業員との間においても、元請業者が下請業者の従業員との間に特別な社会的接触の関係に入った場合には、信義則あるいは条理上、下請業者の従業員に対して安全配慮義務を負う場合があると解される」。

ii A は社外工ではない 「B による本件工事の施工は、B が自ら準備した作業器具等は使用しており、各工事の具体的な施工方法について、Y の現場代理人 D が細かく指示を出していたとは認められない。B が孫請業者としての独立性を完全に喪失し、B 産業の従業員が Y の社外工として稼働していたとまでは認められない」。

iii 本件についての事情 ①「本件工事は、Y が発注者である沖縄市から請け負い、C に下請させ、更に B に孫請されている形式をとっているが、本件現場では、Y の現場代理人 D と B の現場代理人 E とが常駐し、Y は、現場代理人を通じて、B の従業員の日々の作業を管理して指示を与えるなどの指揮監督していた」。②「Y の現場代理人は、B の A 班が本件現場に入るに当たって、A 班のメンバーに労働災害を防止するための基本的な事項について直接に注意指導をしている」。③「Y は、沖縄市の指導に従い、本件請負契約の締結に際し、財団法人建設業福祉共済団が行う建設労災補償

共済制度に加入し、下請業者の労働者も被共済者としている」。④「Yは、本件工事現場の作業中、Bの従業員にYの名前の入った作業服を支給して、同作業服を着用するように指示している」。

iv **安全配慮義務についての結論** 「上記指摘の事情及び前記認定の事実関係に照らせば、本件工事に従事したBは、本件工事の施工に当たり、注文者からの指揮監督を受けない独立した事業者である請負人ではなく（民法716条参照）、Yから、現場代理人を通じて、間接・直接に指揮監督される関係にあった、と認めるのが相当であるから、Yは、信義則及び条路上、孫請であるBの従業員であった亡aに対してもその安全に配慮する注意義務を負っていた、と認められる」。「DがAに具体的な指示をしていなかったことは、Yが安全配慮義務を負うと認めることの妨げにはならない」。

v **安全配慮する注意義務違反の有無** 「Yの現場代理人Dは、……本件作業に当たり、鉄板の固定を十分に行い、鉄板が倒れないようにその安全を確認して玉掛けを外すなどの注意をすれば、本件事故の発生は避けられたものと認められること、Yの現場代理人D及びBの現場代理人Eとも、そのような注意指示を行っていない」。「とすれば、Yは、鉄板を用いた本件作業を施工すれば、鉄板が倒れる危険性があることは予見が可能であったから、現場代理人を通じて、鉄板が倒れることによって発生する事故を防ぐために必要な注意指導をすると労働者の安全に配慮する注意義務があったにもかかわらず、この注意義務に違反した過失があった、と認めることができる」。「したがって、Yは、上記安全配慮をする注意義務に違反した過失によって、Aに生じた損害を賠償する民法709条の責任があるし、Yの被用人であるDの過失によって本件事故が生じているとも認められるから、Aに生じた損害を賠償する民法715条の責任がある」。

⑥ **【36】福岡地裁小倉支判令3・6・11労経速2465号9頁（下請労働者）**

i **事案** Aは、Y<sub>1</sub>に対し、九州北部幹線建設工事に係る工事を請け負わせた。Y<sub>1</sub>は、Y<sub>2</sub>に対し、2区間5工区の管路土木工事について下請として請け負わせ、さらに、Y<sub>2</sub>は、これをY<sub>3</sub>に孫請として請け負わせた。Y<sub>1</sub>は、Y<sub>2</sub>の他にも、工区ごとに複数の業者に工事を担当させ、順番にまたは



並行して工事が進められていった。X (Y<sub>2</sub>の従業員)は、本件工事現場において、現場監督を行っていたところ、土留作業の途中で、バックホーが掘削した掘削溝の側面が水漏れしていたため、側面が崩れる危険があると感じた。そのため、Xは、危険を監視するために掘削溝に降りて監視を始めたところ、本件鋼矢板がバックホーで運ばれる途中、縦吊りクランプから外れ、道路舗装面に落下した後、Xの方に倒れてその頭部に当たり、負傷した。

ii 元請会社の安全配慮義務違反の一般論 ① Xは、Y<sub>1</sub>は、労働安全衛生法 29 条の元方事業者、同法 30 条の特定元方事業者<sup>1</sup>に該当するから、下請企業や下請企業の労働者に対して、安全配慮義務を負う旨主張する。「しかしながら、Y<sub>1</sub>が上記元方事業者や特定元方事業者に該当するというのみで、直ちに下請企業の労働者に対して安全配慮義務を負うものと認めることはでき……ない」。

② Xは、Y<sub>1</sub>は、Xとの間で特別な社会的接触の関係に入ったから、Xに対して安全配慮義務を負う旨主張する。「元請企業と下請企業の労働者との間には、直接の労働契約はないものの、下請企業の労働者が労務を提供するに当たって、元請企業の管理する設備、工具等を用い、事実上元請企業の指揮監督を受けて稼働し、その作業内容も元請企業の労働者とほとんど同じであるなど、元請企業と下請企業の労働者とが特別な社会的接触関係に入ったと認められる場合には、労働契約に準ずる法律関係上の債務として、元請企業は下請企業の労働者に対しても、安全配慮義務を負うというべきである」。

iii あてはめ (安全配慮義務否定) 「本件事故発生時に使用されたバックホーは、Y<sub>2</sub>が手配したものであり、本件鋼矢板を吊るクランプは、Y<sub>3</sub>が用意したものであって、Y<sub>1</sub>の管理するものではなかった」「本件鋼矢板をバックホーで吊るして運搬するという作業の選択をしたのはY<sub>2</sub>であって、Y<sub>1</sub>が指示したものではないし、Y<sub>1</sub>がY<sub>2</sub>ないしY<sub>3</sub>の労働者の作業に関して、指揮監督を行っていたものと認めるに足りる証拠はない。また、Y<sub>1</sub>の従業員に、具体的な作業に従事する者もおらず……、XとY<sub>1</sub>の従業員とでは、作業内容も異なっていた」「したがって、Y<sub>1</sub>とXとが「特別な社会的接触の関係」に入ったものと認めることはできず、Y<sub>1</sub>はXに対して安全配慮義務を負うべきではない」と認められる。以上を踏まえ、本件において、XはY<sub>1</sub>に対して安全配慮義務を負うべきではないと認められる。

務を負わない]。

「Y<sub>1</sub>が現場事務所を置いていたからといって、安全配慮義務の発生を基礎づけるものとはいえない」。また、Y<sub>1</sub>のなした指示は、「いずれも請負契約における注文者としての指示（指図）等に止まり、具体的な作業方法についての指示はなされておらず、個々の労働者に対して実質的に指揮監督を行っていたものとは認められない」。「使用届を提出させた趣旨は、工事に用いられる車両系建設機械等を把握し、その能力や点検等が適式になされているか確認するためのものにすぎず、Y<sub>1</sub>が当該機械の使用を選択ないし指示したり、当該機械の管理を行ったというものでもないから、このことからY<sub>1</sub>とXとが特別な社会的接触の関係にあったとは認められない」。

iv Y<sub>1</sub>の不法行為責任（否定） 「Xは、本件鋼矢板を下請会社に提供したのはY<sub>1</sub>であることなどを理由に、不法行為法上も、安全配慮義務違反の主張と同様の措置を講ずべき注意義務があり、Y<sub>1</sub>はこれを怠ったのであるから、不法行為に基づく損害賠償責任を負う旨主張するが、……で検討したのと同様に、Y<sub>1</sub>にはXが主張するような注意義務違反はなく、他に……も、Y<sub>1</sub>に不法行為法上の注意義務違反があったとは認められない」。

⑦ 【37】東京地判平23・3・15 LEX/DB25548557（交通誘導の下請労働者）

i 事案 Y<sub>1</sub>は、東京都から下水道管敷設工事を請け負った。①主たる工事である土工事（管きょ工・人孔工・舗装工等）については、Y<sub>2</sub>が1次下請け、Y<sub>3</sub>が2次下請となり、Y<sub>2</sub>の作業の大半はY<sub>3</sub>に下請に出され、Y<sub>3</sub>が直接土工事を行うこととされた。②交通誘導については、Y<sub>4</sub>が1次下請けとなった。

本件工事の資材置き場内には、元請事業者であるY<sub>1</sub>の現場事務所が設置されていた。Y<sub>1</sub>の従業員であるQは、本件工事の現場代理人兼監理技術者として、工事現場に出向き、日々の工事作業の確認や打合せ、現場の巡回等を行っていた。また、Y<sub>2</sub>からはR及びSの両名が派遣され、Qの業務を補助していた。本件事故のあった当日は、午前8時から、Qの主宰で安全ミーティングが開かれ、作業内容の確認及びKY活動（危険予知ポイントの確

認)等が行われた。実際の作業員らに対する問い掛け等は、Rが中心となった。当日の工事内容では、本件バックホウ(判決文ママ。以下同じ)は、本件道路と平行に後方移動(南下)しながら道路を掘削していくことになっていた。雨水管敷設作業では、Y<sub>3</sub>従業員である手元作業員ら3名が、雨水管の吊り降ろし等のため、本件バックホウの作業半径内に立ち入って作業を行っており、同作業員のうち1名はY<sub>5</sub>(Y<sub>3</sub>の従業員)に対する誘導役となっていたが、掘削作業は、同作業員らが掘削穴付近から退却してから行われていたため、バックホウが後方移動する際、これを誘導する者は定められていなかった。本件バックホウによって道路の掘削作業を続けていたY<sub>5</sub>は、オペレーター席の左サイドミラーを見て人の姿が確認されなかったこともあって、後方には誰もいないと思い込み、本件バックホウの後進を始めたところ、その1.5~2メートル後方で交通誘導に当たっていたP(Y<sub>4</sub>の従業員)と衝突、その右下肢・臀部を左側キャタピラで轢過する事故が起きた。

ii Yらの責任 本判決は、バックホウを運転していたY<sub>5</sub>の過失またその責任を認めた上で、他のYらについて以下のように判示する。

a Y<sub>3</sub>の責任 ①Y<sub>5</sub>はY<sub>3</sub>の被用者であり、本件事故は、Y<sub>3</sub>の事業執行中のものであることが明らかであるから、Y<sub>3</sub>は、民法715条1項に基づく使用者責任を負う。②「なお、Y<sub>3</sub>は、土工事に関する2次下請けの地位にあったにとどまり……、本件工事全般や本件工事のうち交通誘導に関する指揮権限等があったと認めることはできず、交通誘導に関する下請人であったY<sub>4</sub>やその従業員を直接に指揮監督するような地位にあったともいえないから、Y<sub>3</sub>とY<sub>4</sub>の従業員であったPとの間に、Y<sub>3</sub>がPに対し安全配慮義務を負うような特別な関係があったとはいえない。したがって、Y<sub>3</sub>が同義務違反に基づく民法709条の不法行為責任を負うことはない」。

b Y<sub>1</sub>(元請)及びY<sub>2</sub>(下請)の責任総論 ①「Y<sub>1</sub>は、本件工事の資材置き場に現場事務所を設けた上で、その従業員であるQを本件工事の現場代理人兼監理技術者として常駐させ、本件工事現場の運営や取締り、あるいは、本件工事現場における工事施工上の安全管理等に当たらせていたから……、2次下請会社であるY<sub>3</sub>ないしその従業員のY<sub>5</sub>に対し、直接あるいは

Y<sub>2</sub>等を介して間接に、Y<sub>1</sub>の指揮監督関係が及んでいたということができる」。

②「さらに、1次下請会社であるY<sub>2</sub>についても、Y<sub>1</sub>から請け負った土工事の大半をY<sub>3</sub>に請け負わせていたほか……、現場事務所に自社従業員であるR・Sを詰めさせて、元請会社の現場代理人たるQの補佐をさせるなどしていたのだから（本件事故当日の安全ミーティングをRが中心となって行ったほか、事故発生時に実際に現場事務所に詰めていたのも、QではなくR・Sであった……）、少なくとも本件工事の土工事については、Y<sub>1</sub>と共に、実質的に管理監督を担っていたということができる。そうすると、Y<sub>3</sub>ないしその従業員のY<sub>5</sub>に対しては、直接あるいはY<sub>4</sub>を介して間接に、Y<sub>2</sub>の指揮監督関係も及んでいたということができる」。

c Y<sub>1</sub>（元請）及びY<sub>2</sub>（下請）の各責任1——使用者責任 「元請負人が下請負人に対し、その監督のもとに工事を施工させる場合において、下請負人の被用者が当該工事によって他人に損害を加えたときは、当該被用者に対し、直接又は間接に元請負人の指揮監督関係が及んでいるときには、当該被用者の行為は、元請負人の事業の執行についてなされたものとして、元請負人は当該被用者の不法行為につき民法715条1項の責任を負うと解される。以上、以上の事実関係の下では、本件事故は、Y<sub>1</sub>及びY<sub>2</sub>の各々の事業執行中に、その被用者と同視すべきY<sub>5</sub>の過失により惹起されたものといえる。したがって、Y<sub>1</sub>及びY<sub>2</sub>は、それぞれ民法715条1項の使用者責任を負うというべきである」。

d Y<sub>1</sub>（元請）及びY<sub>2</sub>（下請）の各責任2——安全配慮義務違反による不法行為責任 ①「Y<sub>1</sub>は、本件工事について、いわゆる特定元方事業者の地位にあり（労働安全衛生法15条、30条）、信義則上、関係請負会社の従業員に対しても、その者らの作業が本件工事現場で行われることにより生ずる災害を防止するための必要な措置を講ずる義務があるというべきである。本件においては、元請会社たるY<sub>1</sub>としては、自己が請け負わせた本件工事（土工事）について、下請会社らが本件バックホウを用いた掘削作業を行うときに、交通誘導員らも含む本件工事の従事者の生命・身体の安全が図られ

るよう、本件バックホウの誘導に当たる誘導員が適切に配置されているか点検・確認する義務があったとすることができる。しかるに、 $Y_1$  は、本件工事において、本件バックホウの後進を誘導する者を定めておらず……、 $Y_1$  の現場代理人であった Q においても、本件事故当時、当然にこのことを認識していたというべきであるから、 $Y_1$  に上記義務の懈怠があったことは明らかといえる」。

② 「 $Y_2$  は、土工事に関する 1 次下請けの地位にあったにとどまり……、本件工事全般や本件工事のうち交通誘導に関する指揮権限等があったとまで認めるに足る証拠はないし、交通誘導につき  $Y_1$  から下請けをした  $Y_4$  や P からその従業員を  $Y_2$  が直接に指揮監督するような地位にあったといえる証拠もない。 そうすると、 $Y_2$  が P に対する安全配慮義務を負っていたということはできないから、同義務違反に基づく不法行為責任を負うこともない」。

## 5 レンガ積み工事

### ① 【38】 広島高判平 14・11・6 LEX/DB28080754（請負と安全配慮義務・個人下請人）

i 事案 X は、Y が受注した A の甲工場の現場で、レンガ巻き（レンガ積み）と称するキルン（炉）の内部のレンガを交換する工事に従事し作業に当たっていた（X は Y からの個人下請）。キルンのレンガ巻きの工事は、まず、円筒形のキルンの内部にレンガを並べ、円周の半分を巻いたところでジャッキで締めて固定した上、キルンを半回転させ、残りの部分にレンガを巻き、巻き終わった後、レンガとレンガの間に「セメ鉄板」と称する厚さ 3.2 ミリメートルの鉄板を入れてレンガを固定するというものである。X が 3 号キルンのレンガ巻き工事に従事し、X と B がブレーカーでセメ鉄板の打込作業をしていたところ、ブレーカーが鉄板から外れてレンガ上に落ちて、セメ鉄板に治具の溝をあてがう作業をしていた X の左手指がブレーカーとレンガの間にはさまれる事故が発生した。

ii 注文者の安全配慮義務 「X は、昭和 61、62 年ころ以降、Y に築

炬関係の仕事がある場合に従事していたが、その場合には、HからXに連絡があり、Xは、Y事務所に行き、Yの従業員とともにHから仕事の内容の指示を受け、そこから現場に赴いて仕事をしていた。「Yは、Aが発注するキルンのレンガ巻替工事を年に4、5回行っていたが、その場合には、発注者からYに対し、安全指図書が交付され、Y側では、安全管理者であるHらが、発注者に対し、安全上の重点事項などを記載した安全作業実施計画書(乙18)等を提出し、また、作業当日は、作業前、Yが、Aに、「安全上指示した事項」などを記載した作業連絡票を提出したほか、現場に行く前、社内ミーティングを行い、安全管理者であるHや作業責任者であるIが、作業に従事するYの従業員やXに対し、必要に応じて、安全のための事項を伝達していた。「なお、作業については、Hが作業予定を指示していたほか、Iが作業責任者となり、発注者であるAの担当者と協議をし、毎日、作業開始前、XやYの従業員に対し、作業場所、作業の内容や手順について具体的な連絡をしていた。もっとも、Xは、レンガ巻きの作業に熟練していたため、自己の判断で仕事を行うことが多かった……」。

「本件事故当時のYとXとの間の法律関係は、請負契約と認めるのが相当である……。そして、前記認定の就労実態に鑑みれば、YとXの間には実質的な使用従属関係が存在していたと認められ、Yは、Xに対し、安全配慮義務を負っていたというべきである」(ただし、事業へのあてはめとしては、安全配慮義務違反を否定する)。

## 6 造船所での作業

### (1) 転落事故

#### ① 【39】 広島地裁尾道支判昭53・2・28判時901号93頁(プロペラシャフト、プロペラの取外し・取付け作業・下請労働者)

i 事案 Y<sub>1</sub>は、Aからあらびあ丸の定期検査受検のため補修作業を請け負った。Y<sub>2</sub>は、Y<sub>1</sub>から上記作業に伴うプロペラシャフト、プロペラの取外しと取付けの作業を受注し、Y<sub>1</sub>の修理工場第12号ドックに入渠した同

船のプロペラなどを取外した後、これを復元する際、ジャッキ受けの上部接続部のボルトが折損し、約 140 キログラムのジャッキ受けが左右に割れ、作業床に落下したため足場板の 1 枚が破損し、その上にいた亡 A (Y<sub>2</sub> の従業員) が約 4.7 メートル下の渠底に転落して脳挫傷の傷害を蒙り、同日死亡した。

ii Y<sub>2</sub> の責任 (肯定) 「……開口部で、墜落の危険のある個所があったものであるところ……、作業のため囲い等を設けることが著しく困難であったことが認められるから、Y<sub>2</sub> は、右高所作業をさせるに当って、労働安全衛生規則 519 条により右各開口部に防網を張り又は A らに安全帯 (命綱) を使用させる義務がある」。「しかるに、A の使用者である Y<sub>2</sub> は、右いずれの義務も怠り、ジャッキ受けの安全な作業手順を示さず、また作業床の開口部に防網を張らず、また A に安全帯を使用させることもしなかったため、本件事故を発生させたのであるから、右雇傭契約に付随するいわゆる安全配慮義務違反による債務不履行の責任を負うべきものである」。

iii Y<sub>1</sub> の責任 (肯定) 「Y<sub>1</sub> は、船舶の建造、修理等を事業目的とする会社であって、その修繕工場第 12 号ドックで、前記あらびあ丸の定期受検のための補修作業のうち、プロペラシャフト及びプロペラの取付作業等を Y<sub>2</sub> に請負わせていたのであるから、労安法 15 条にいわゆる特定元方事業者に該当するというべきである」。「Y<sub>1</sub> は、自己の作業場内で、その作業床を使用させて、Y<sub>2</sub> の労働者に前記のとおり作業をさせていたのであるから、このような場合、Y<sub>1</sub> の責任のところ述べたと同様の理由により自らその開口部に防網を張り又は作業員に安全帯を使用させるか、又は Y<sub>1</sub> やその作業員に右措置を講ずるよう指導、監督すべきところ、これを怠り、いずれの措置も講じなかったため、本件事故を惹起させたのであるから、不法行為の責任を負うべきものである」。

② 【40】 神戸地判昭 56・4・27 労判 407 号 55 頁 (ホールド内の保温工事・下請労働者)

i 事案 Y<sub>1</sub> は、神戸工場内第 5 船台で冷凍貨物船を建造中であったが、Y<sub>2</sub> は、Y<sub>1</sub> から同建造中の船の第 2 および第 4 ホールド内の保温工事を

請け負い、XはY<sub>2</sub>に雇用され、保温工事に従事していた。Xは、第4ホールド内のBおよびCスペースに保温工事のための防熱材を搬入するため、パレットに積まれた防熱材の箱の上に登り、防熱材の箱を1つ、2つ第3デッキに降ろしたあと、4段目に積まれた右舷側の箱が落ちかかったので、手前に引いたときに右箱が3段目の箱に引っかかり、その拍子に手が滑り、後向きに転倒してパレットから転落して第3デッキの開口部分からCスペースの第4デッキに墜落した。

ii 元請会社の安全配慮義務 「Xが右1181番船の第4ホールド内のBおよびCスペースの保温工事に従事し、右保温工事のための防熱材を搬入するに際し、右墜落事故が発生したものであるが、Xが右保温工事に従事していたのは、Y<sub>2</sub>との間に……請負契約が締結されていたからである……けれども、XはY<sub>2</sub>から作業場所を右1181番船の第4ホールド内と指定され材料、主要な工具の提供を受け、その現場監督により作業指揮を受けて右第4ホールド内のBおよびCスペースの保温工事に従事していたものであるから、Y<sub>2</sub>との間には雇傭関係と同視し得る使用従属関係が生じていたと認めるのが相当であって、Y<sub>2</sub>はもとより、労働安全衛生法15条にいわゆる特定元方事業者であるY<sub>1</sub>も、また、雇傭契約における労働者に対すると同様に作業による災害の危険全般に対して人的物的に安全に作業ができるようにする私法上の安全保証義務を負うものと解すべきである」(結論としては、安全保証義務違反を否定する。控訴審判決(大阪高判昭58・1・20労判407号53頁)も、安全配慮義務違反を否定する)。

## (2) 騒音性難聴

① 【41】神戸地判昭62・7・31判タ645号109頁(造船内工事による騒音性難聴・下請工) 平成3年判決とは別事件。

i 作業場所と設備 「X<sub>1</sub>、X<sub>2</sub>、X<sub>3</sub>、X<sub>4</sub>、X<sub>5</sub>の5名(以下「Xら下請工」という。)は、Yの下請企業であるA、B、C、D、E等に所属し、Y神戸造船所又は高砂製作所構内において勤務した」。「下請企業のほとんどは、もっぱらYとの間でのみ工事・作業の下請をする専属下請の関係にあり、



そうでない企業でも他の企業の下請となったり、あるいは自ら元請負をすることはまれである」。「Xら下請工の勤務場所は、ほとんどY神戸造船所又は高砂製作所構内に限られ、他の場所で勤務したことはほとんどない(……)。Y神戸造船所及び高砂製作所の敷地、工場建物、ドック、クレーンその他の諸設備は、すべてYの所有にかかるものであり、かつY又はその子会社……が管理している」。「本工と下請工とが入り混じって同一の作業を行う場合、作業の指揮監督はYの職制が行っていた」。

ii 分担関係にある場合 「次に、 $X_1$ 、 $X_4$ の所属していたAは、Y神戸造船鑄造課I棟又はE棟において独立した区画が与えられ、本工と入り混じって作業をすることはなかったが、Aの請負っているのは、鑄造製品の製造工程のうち主として仕上げ工程のみであったから、製品の運搬、検査等の工程では本工が同一棟内で働いており、同一製品の製造工程を分担する関係にあった。Aには、ボーシンと呼ばれる現場責任者が置かれていたが、Yの職制から作業工程その他の指示がボーシンを通じてなされており、時には直接指揮命令がなされることもあった」。「このように、下請企業が一応独立した工程を委される場合でも、それは全体の製造工程に組み込まれており、完全に独立したものではなく、Yの職制が直接又は間接に指揮監督を行っていた」。

iii 工具等 「下請企業の利用する工具類、消耗品などは下請企業が所有する場合が多かったが、クレーン、プレス機等の機械類はYの所有であり、またニューマチックハンマー等に利用する圧搾空気、光熱関係等はYから無償で提供されていた」。「Yは、下請企業に働く従業員の安全衛生を保持するため、下請企業に、指示して安全協力会を組織させ、同会の行なう会議、講習会等に被告衛生課等の担当者を派遣していたほか、朝礼、衛生パトロール、三分間安全教育等の機会には、Yの社員が下請企業の従業員に対して直接安全衛生の指導を行っていた」。

iv 結論 「以上の事実によれば、Xら下請工は、Yとの間で直接の契約関係はないけれども、Yの設置管理するY神戸造船所又は高砂製作所構内において、主要な機械、設備はY所有のものを利用し、直接又は間接に

Yからの指揮命令を受けて就労していたものであって、その供給する労務は、Yの支配、管理を受けていたものと認められるから、このような法律関係にもとづき、YはXら下請工に対して安全配慮義務を負うと解するのが相当である」。

### (3) 振動障害

#### ① 【42】神戸地判平6・7・12判時1518号41頁（三菱重工業神戸造船所（振動障害）事件・【43】の第1審判決・社外工）

i 社外工に対する安全配慮義務 「注文者と請負人に雇用されている労働者（社外工）との関係であっても、注文者と社外工との間に、社外工が注文者の管理する設備、工具等を用い、事実上注文者の指揮、監督を受けて稼働し、その作業内容も注文者の従業員である本工と殆ど同じであるといった事実関係が存在する場合には、注文者は、社外工との間に特別な社会的接触の関係に入ったものとして、信義則上、社外工に対し安全配慮義務を負うと解すべきである」（平成3年判決を引用する）。

ii あてはめ 「X<sub>1</sub>、X<sub>2</sub>、X<sub>3</sub>、X<sub>4</sub>、X<sub>5</sub>、X<sub>6</sub>、X<sub>7</sub>は、Yの下請企業であるA、B、C、D、E、F、G、H、I等に各在籍し、また、X<sub>8</sub>は、Jに在籍して、それぞれ社外工としてY神戸造船所において就労してきた（以下、これら8名を「Xら社外工」という。）。「右のうちJを除く企業の殆どは、Yとの間でのみ仕事を受注する専属下請企業であった」。「Xら社外工は、右就労期間中、Y神戸造船所外に出て作業をすることは殆どなく、Y神戸造船所の敷地内において作業を行ったが、その作業場所は、A及びJのように下請企業ごとに区画が設けられたりすることがあったものの、Y本工と一緒に同一の作業をすることがあった」。「そして、Y神戸造船所の敷地及び工場建物はもちろん、ドック、クレーン、プレスその他の設備、機械は全てYが所有するものであり、また、Xら社外工が使用した工具類、ヘルメット等は各人所属の下請企業から支給されていた場合が多かったが、右工具に関する圧縮空気、光熱関係等は全てYが提供するものであった」。「Xら社外工に対する作業上の指揮監督については、直接的には各下請企業内の責任

者が行っていたが、それは Y の職制から受けた指示に基づくものであった」。「右下請企業のうち、A は、Y 神戸造船所において鑄造品のハツリ（仕上げ）作業を受け持っていたが、右製品の運搬、検査等の工程については Y 本工が同一棟でこれを受け持っていたため、A 社員と Y 本工の両者が仕事を分担する関係にあり、また、A に置かれていたポーシンという現場責任者は、Y の職制から受けた指示を A の社外工に伝えるという仕事を行っていた」。「Y は、社外工の安全衛生を保持するため、下請企業とともに安全協力会（……）を組織したが、同会では、Y 神戸造船所構内で就労する労働者に対して安全パトロールや安全教育を実施していた」。

iii 結論 「右認定各事実を総合して認められる全事実関係に基づくと、X ら社外工は、Y との間で直接の契約関係はないものの、いずれも、Y 所有の被告神戸造船所において、Y 所有にかかる主要な設備、機械を利用し、Y からの直接又は間接の指揮監督を受けながら就労して来たものであって、その供給する労務は、もっぱら Y の支配管理を受けていたと認めるのが相当である」。「そして、右認定によれば、Y は、X ら社外工に対し、前記説示にかかる特別な社会的接触の関係に入ったものとして、信義則上、同人らの労務提供過程について、安全配慮義務を負うと解するのが相当である」。

② 【43】大阪高判平 11・3・30 労判 771 号 62 頁（三菱重工業神戸造船所（振動障害）事件【42】の控訴審判決・社外工）

「Y は、社外工についてはあくまでもその所属する下請企業に対する指導、協力といった内容の義務を負担していたにすぎず、社外工に対して直接何らかの義務を負担しているものではない旨主張する」。「しかし、前記認定のとおり、X らのうちの社外工は、Y 神戸造船所の構内で、Y の指示に基づき Y の本工と一緒に同一の作業をしたり、Y の職制から指示を受けた下請企業のポーシンの指示により下請企業のためにもうけられた区画で作業したり、使用工具に関する圧縮空気等の提供を受けていたことなどからすると、Y は、社外工に対する前記安全配慮義務を負担していたといえるから、Y の右主張は採用しない」。

#### (4) じん肺事例

##### ① 【44】 広島高判平 26・9・24 判時 2243 号 119 頁 (下請労働者)

山口地裁下関支判平 23・6・27 労判 1114 号 115 頁 (第 1 審判決) は、造船所での労働による X 等の呼吸疾患等はいずれも じん肺に起因するものとは認められないとして、請求を棄却したが、本判決は、これを変更し因果関係を認めた上で、元請会社の安全配慮義務について、以下のように述べて肯定する。

「以上によれば、Y は下請従業員らに対して作業の遂行に関する指示その他の管理を行うことにより 人的側面について支配を及ぼしていたといえ、かつ、下請従業員らの勤務先は作業の処理に要する機械、設備、材料、資材などの調達を行わず、Y が下請従業員ら下請、孫請労働者の作業環境を決定するなどして、物的側面について支配を及ぼしていたものであるから、Y と下請従業員らは 特別な社会的接触の関係に入っているといえることができる。このことからすると、Y には、下請従業員らに対する安全配慮義務が認められるというべきである」(請求認容)。

#### (5) 爆発事故

##### ① 【45】 山口地裁下関支判昭 50・5・26 判時 806 号 76 頁 (船舶内部の塗装行為・個人下請人)

i 事案 Y<sub>1</sub> が Y<sub>2</sub> が製造する船舶の塗装工事を請け負い、X が Y<sub>1</sub> の請け負った船舶の塗装工事を下請負していたもので、従来から、X と Y らが元請と下請、孫請の関係にあった。Y<sub>1</sub> が Y<sub>2</sub> から本件第 6 阪 9 の特殊塗装工事を請け負い、X が Y<sub>1</sub> の請け負った工事のうち、6 番ないし 11 番ボイドスペース (10 番ボイドスペースを除く) の塗装工事を Y<sub>1</sub> から請け負い、法形式上はいずれも請負契約であることは明らかである。

「本件事故当時ボイドスペース内が十分換気されていなかったため、爆発限界濃度に達した前記混合ガスがボイドスペースの底部に充満していたところに、用途外の使用と不適切な点検を継続していたため、防爆灯の保護金具内の電線のコードとソケットを結びつける接続部分のビスがゆるんでショ-

トする等、何らかの故障によって防爆灯内に発生した火花が防爆灯内に侵入していた右ガスに引火し、これらがさらに防爆灯外にもれ、ポイドスペース内に充満していたガスに引火し、爆発するに至ったものと推認できる」。

ii  $Y_1$  の責任 (肯定)  $X$  は、本件工事を施行するにあたって、防爆型ファン、黄色のダクト、防爆灯は  $Y_1$  を介して  $Y_2$  から、ポリエチレン製ダクト、スプレーガン、エアーラインマスク等は  $Y_1$  からそれぞれ借り受け、塗料についても  $Y_1$  から供給されており、 $X$  としては、何らの機械器具、材料を用意していないばかりか、 $Y$  らから、これらを使用するように指示されていたものであって、 $X$  において、これらを使用するか否かについて選択の余地がなく、単に労働力を提供したにすぎない実情にあった。

本件事故当時、 $Y_1$  の従業員は、代表者  $A$  を含めてもわずか 8 名にすぎず、現場の作業はほとんど約 20 名の下請作業員にさせており、主たる事業場である  $Y_2$  の構内にも 16 名の下請作業員を入れ、本件第 6 阪 9 の特殊塗装工事もすべて  $X$  ら下請作業員に実施させ、 $Y_1$  側は、 $B$  が現場監督として作業の指揮監督に当り、 $A$  も 1 日 1 回は現場を巡回して監督していたにすぎない。 $Y_2$  は、 $Y_1$  に対し、構内での作業については原則として孫請を許さない方針であったので、 $A$  は、本件船舶等の塗装工事については危険も伴うことから、孫請の許可申請をしても承諾を得られないだろうと考え、 $Y_2$  に対しては、 $X$  ら下請作業員を  $Y_1$  の従業員であると報告して入構させ、労働者災害補償保険の取扱上も、 $X$  らを  $Y_1$  の従業員として届け出ていた。

「以上の事実関係に徴すると、 $X$  は、 $Y_1$  の指揮命令の下に本件塗装工事を行っていたものというべきであり、その実態に着目するならば、 $Y_1$  の従業員と何ら変りない立場にあったものと認められ、両者の間には、単なる民法上の請負契約にとどまらず、労働契約と同視すべき契約が成立していたものといわざるを得ない。「従って、 $Y_1$  は、 $X$  を被用者と同然に使用していたものであり、自己の従業員に対するのと同様に、 $X$  に対し、労働災害を防止しその危険から  $X$  の生命及び健康を保護すべき労働契約上の義務に類する義務を負うことは当然である」。

iii  $Y_2$  の安全配慮義務 (否定)  $Y_2$  は、 $Y_1$  に対し、 $Y_1$  において用意し

た防爆型ファン、排気用ダクト及び防爆灯を使用するよう指示したが、本件工事開始後は、時折前記Cをして現場を巡視させて作業の進行状況や仕上り具合を監視させた程度で、それ以上に直接作業者であるXらに対し、作業について指揮監督したことはなく……、他にXとY<sub>2</sub>との間に使用従属の関係が存在していたことを認めるに足りる証拠はない。

iv Y<sub>2</sub>の使用者責任(肯定) Y<sub>2</sub>は、本件塗装工事について、元請負人の立場にあり、改正前の労働災害防止団体等に関する法律57条1項の適用ある指定業種であり、同条及び同法58条に定める義務を負っていた。「右義務が行政上の義務であることはいうまでもないが、右各案における規定の趣旨は、建設業等における請負人の労働者に対する労働災害の防止がとくなくおざりにされる傾向があり、そのため往々にして大規模かつ悲惨な事故が多発する事実に照して、当該工事の注文主に一定の注意義務を負わせ、これに違反した者に刑事罰による制裁を科することによって、右のような労働災害を防止しようとするにあると解せられる。そうであるとするならば、当該工事の注文主は、単に右行政上の義務を遵守するに止まらず、請負人の労働者に対する労働災害防止のため、進んで自己が提供する「建設物等」(同法第58条第1項参照)が当該工事の遂行につき安全な性能を有するかどうかを確かめ、さらに右「建設物等」がその性能に応じて適切に使用されているかどうか等工事の安全についても確認し、もって労働災害の発生を未然に防止すべき条理上の注意義務があるというべきであり、これを怠ったことによって労働災害事故を発生せしめた注文主は、不法行為法上の損害賠償責任を負わねばならないと解する。」Y<sub>2</sub>の被用者であるCらには、Y<sub>2</sub>の事業の執行につき、過失があったものというべく、Y<sub>2</sub>は、民法715条1項本文により、これによってXが蒙った損害を賠償すべき責任がある。

## (6) 壁板と定盤に挟まれて圧死

### ① 【46】高松地判平20・2・14判タ1276号195頁(下請労働者)

i 事案 Y<sub>1</sub>丸亀工場には、大型工場(船舶組立工場)があり、同工場は、船舶の居住区、操舵室、船倉等の大型船舶(タンカー等)の各パーツを

製造加工する工場である。Y<sub>2</sub>は、Y<sub>1</sub>の下請会社であり、Y<sub>2</sub>は甲を雇用していた（事故時は試用期間）。大型工場全体の総責任者は、Y<sub>2</sub>の専務取締役 A であり、組立作業の現場責任者は、Y<sub>2</sub>の従業員 B である。甲は、大型工場内の船舶ブロック組立作業現場及び部材工場で清掃作業や板継ぎ作業の補助作業に従事していた。甲は、1人で板継ぎ作業に従事していて、転倒防止治具（倒れ止め棒の先端に付ける羽子板）の床板との仮溶接部が破断し、鋼鉄製の壁板が外側（南側）に倒れ、壁板と定（底）盤に挟まれて圧死した（甲の相続人による損害賠償請求）。

ii Y<sub>1</sub>（元請会社）の安全配慮義務違反（肯定） 甲は、Y<sub>2</sub>に雇用されたが、Y<sub>2</sub>は、Y<sub>1</sub>の下請として、Y<sub>1</sub>丸亀工場内の大型工場において造船業務を行っており、Y<sub>2</sub>の新入社員に対する安全教育は、まずY<sub>1</sub>において一般的な安全教育を行い、その後、勤務先であるY<sub>2</sub>において、さらに具体的な安全教育を行っていること、Y<sub>1</sub>は、毎月、Y<sub>2</sub>ほか数社の下請会社を集め、Y<sub>1</sub>丸亀工場長を総括安全衛生管理者として、「安全衛生会議・安全衛生協議会」を開催し、安全衛生成績報告や災害報告をさせ、安全衛生目標を定めるなど、労働安全衛生について周知を図り、労働災害の防止に努めていること、総括安全衛生管理者をY<sub>1</sub>工場長とし、その下に、順次、部安全衛生管理者（Y<sub>1</sub>従業員）、大型工場安全衛生責任者（Y<sub>1</sub>従業員）、班安全衛生責任者（Y<sub>2</sub>従業員）を置き、その下に、Y<sub>2</sub>の一般従業員が置かれる体制をとっていること、Y<sub>1</sub>は、作業安全マニュアルとして、「上部構造の大組立作業」などの「作業標準」を定め、Y<sub>2</sub>の従業員らに対し、同標準に従って作業するよう指導していること、Y<sub>1</sub>の造船部長は、丸亀警察署の取調官に対し、「本件事故は、Y<sub>1</sub>造船部の管理下に発生したものであり、自分がその管理責任を負うことは十分理解している。」旨供述していることからすれば、Y<sub>1</sub>が、Y<sub>2</sub>の従業員であった甲に対し、安全配慮義務を負うことは明らかというべきである（あてはめとして、安全配慮義務違反も肯定）。

## 7 元請会社が管理している現場ではない場合

### ——高所での作業による転落事故等

#### (1) 枝打ち作業

##### ① 【47】東京地判平 28・9・12 判時 2436 号 45 頁（【48】の第 1 審判決・責任否定・孫請労働者）

i 事案 UR（都市再生機構）が  $Y_1$  に発注し、 $Y_1$  が  $Y_2$  に発注した団地における「植物管理工事」（樹木の剪定等）について、 $Y_3$  が  $Y_2$  から下請を受けた。剪定作業の経験の浅い  $Y_3$  の従業員 X が、高所で行った枝打ちに際して、 $Y_6$ （ $Y_3$  の代表者）から指示された枝を落とす作業をするために、安全帯を外して当該枝の付近に移動し、枝を落とす作業をしようとした際に樹木から落下した。二丁掛け（腰紐からの固定具が 2 つあり、枝などにフックにより 2 箇所かけられる）の安全帯（労働安全衛生法施行令の改正により名称が「墜落制止用器具」に変更になっている<sup>35)</sup>）の着用とその徹底が求められるべきであったが、 $Y_1$  は  $Y_2$  に一丁掛けの安全帯（固定具が 1 つのみ）の着用を指示し、 $Y_2$  から  $Y_3$  にもその旨が伝えられ、転落事故時 X は一丁掛けの安全帯を着用していた。二丁掛けの安全帯を着用していれば転落は避けられたことから、X 及びその妻  $X_2$  は、Y らに対して、債務不履行ないし不法行為に基づき、損害賠償等の支払を求めた。

ii X の使用者  $Y_3$  の責任（肯定） X の雇主である  $Y_3$  については、 $Y_6$  が三点支持の方法等による作業場所の移動時における安全確保の方法を具体的に指導することなく、X に高所作業を行わせており、「 $Y_3$  が上記安全配慮義務を履行していれば、本件事故の発生を防止することができたものであるから、本件事故は、 $Y_3$  の安全配慮義務の不履行によって発生したものであるといえる」。また、 $Y_6$  にも不法行為の成立が認められ（709 条）、 $Y_3$  には、

---

35) 墜落制止用器具には、フルハーネス型と胴ベルト型の 2 種類があり、「墜落制止用器具の規格」2 条には、使用制限についての条項が新たに設けられ、6.75 メートルを超える高さの箇所で使用される墜落制止用器具はフルハーネス型でなければならないと規定されている。



会社法 350 条の責任も認められている。

iii 元請会社の責任についての一般論 「元請人は、下請会社の仕事の結果のみを享受し、通常、下請会社や下請負人の雇用する労働者の仕事の過程を直接拘束するものではないから、原則として、下請負人の雇用する労働者に対する安全配慮義務を負うことはない（民法 716 条、636 条参照）」。「しかし、元請人と下請企業の労働者との間に特別な社会的接触の關係が認められる場合には、元請人は、信義則上、当該労働者に対して安全配慮義務を負うと解するのが相当である」（平成 3 年判決を援用）。「そして、特別な社会的接触關係の有無については、元請人の管理する設備、工具等を用いていたか、労働者が事実上元請人の指揮、監督を受けて稼働していたか、労働者の作業内容と元請人の従業員のそれとの類似性等の事情に着目して判断するのが相当である」。

iv  $Y_1$  と  $Y_2$  の關係 「 $Y_2$  は、安全衛生事項も含む、 $Y_1$  からの指示に従って本件工事の施工を行うこととなっていた」。 $Y_2$  は、 $Y_6$  を含む、「下請会社の担当者らに対し、安全衛生推進大会へ参加させ、ディスカッション等により、下請会社の担当者らに主体的に安全衛生の問題点を考える機会を与えていた」。「また、高所作業における安全帯の使用に関する記載のある安全マニュアルを配布し、また、マニュアルを守れない者は、解雇、発注停止もありえるとの記載があることから、 $Y_2$  は、下請会社に対して、安全衛生事項の厳守を指示していた」。 $Y_2$  従業員「 $Y_9$  が、毎日、本件工事現場を訪れ、 $Y_3$  に対して KYK 日報の提出を求め、週に 1 回程度朝礼に立ち会い、週に 2、3 回程度安全パトロールとして巡回等を行っており、その際、安全衛生事項に関して指示をしていた」。「 $Y_2$  は、 $Y_1$  からの安全衛生事項に関する指示を受けて、それに従い工事を施工すべく、 $Y_3$  に対し指示をしていたものといえる」。「しかし、 $Y_2$  の  $Y_9$  は、本件工事現場には常駐しておらず、 $Y_1$  が、本件工事の作業に用いる道具等を供給したことは認められない」。「また、 $Y_9$  は、作業日の朝に現場を訪れた際は、 $Y_1$  から受け取った剪定対象の樹木及び剪定方法に関する文書を用い、その日に行うべき作業を確認していたにすぎず、具体的な作業工程について指示することはなかった」。

v Y<sub>2</sub>の責任1——安全配慮義務(否定) 「Y<sub>2</sub>は、Y<sub>1</sub>からの指示に基づき工事を施工するため、Y<sub>3</sub>に対して指示事項の遵守をさせていたものの、これは一般的な指示にとどまっていた。そして、X<sub>2</sub>など現場の従業員に対して、本件工事の作業に必要な設備や器具等を供給したことや、作業工程を決定したり、作業に関する具体的な指示を行ったりしたことは認められない。そのため、Xが、事実上Y<sub>2</sub>の指揮、監督を受けて稼働していたとは認められず、また、Xの作業内容とY<sub>1</sub>の従業員のそれとの類似性も認められないから、Y<sub>2</sub>とX<sub>1</sub>との間には、特別な社会的接触の関係があったとはいえない」。したがって、Y<sub>2</sub>は、X<sub>1</sub>に対し、安全配慮義務を負うとはいえない。

vi Y<sub>2</sub>の責任2——使用者責任(否定) 「下請負人の被用者の不法行為に関する元請人の使用者責任については、元請人が下請負人に対し、工事上の指図をし、若しくはその監督のもとに工事を施行させ、その関係が使用者と被用者との関係又はこれと同視しうる場合において、下請負人の使用する第三者が下請工事自体、その付随的行為又はその延長もしくは外形上下請負人の事業の範囲内に含まれる行為によって他人に損害を加えたときは、上記第三者に対し、直接又は間接に元請人の指揮監督関係が及んでいる場合にすぎ、上記第三者の行為は元請人の事業の執行についてなされたものとして元請人が上記第三者の不法行為につき民法715条の責任がある」。しかし、Y<sub>2</sub>の指揮監督関係がXに対し、直接又は間接に及んでいたものとはいえない。

vii Y<sub>1</sub>の責任(否定)

a URとY<sub>1</sub>との間の定め 「URとY<sub>1</sub>との本件植物管理工事に関する契約において、Y<sub>1</sub>は、工事の全体的な施工計画を定め、安全衛生管理に関して、安全点検連絡票や安全衛生チェックシートを用いた現場の巡回、点検を行うことなどが定められていた。Y<sub>1</sub>は安全衛生の手引を作成している。安全衛生の手引には、「重点ポイント」として、安全帯を着用して枝の剪定作業を行う作業員のイラストとともに「高所の剪定は安全帯着用！」との記載があり、特に安全帯の着用については、同手引を交付した下請企業に対して注意喚起をしているものといえる」。

b  $Y_1$  と  $Y_2$  の各役割  $Y_1$  は、本件植物管理工事の全体について施工計画を立て、直接の下請会社である  $Y_2$  に対しては、まず着工会議により、本件工事全体に関する安全衛生事項の注意喚起を行った上で、個別の工事に関しては安全指示書のやり取りによって、安全帯の着用、使用に関する安全衛生事項の指示を行っており、 $Y_2$  はその指示に従って本件工事の施工を行う体制となっていたといえる。

c 本件工事現場の管理  $Y_1$  は、 $Y_2$  を通じて、本件工事の作業工程や安全衛生事項の遵守状況を確認することとなっていたといえる。

d 本件工事における作業への関与及び下請会社の作業員への指示  $Y_1$  は、下請会社の作業員に対し、作業員証や JS と書かれたベストを貸与していたが、本件工事の作業に必要な道具等を提供したり、作業内容や安全衛生事項等について、 $Y_2$  や現場のパトロールを行う  $Y_1$  の担当者が、下請会社の作業員に対して直接指導又は指示をしたりした事実は認められない。

e  $Y_1$  の責任についての結論 (否定)  $Y_1$  は、本件植物管理工事の全体について施工計画を定めていたにすぎず、具体的な作業内容等について定めることはなく、本件工事現場の管理についても、主として  $Y_2$  との連絡を通して行っていたものといえる。また、 $Y_1$  は、下請会社の作業員に対して、作業に必要な道具等を提供したり、作業内容等に関する指示を直接したりすることもなかった。これらのことも考慮すると、 $X$  が事実上  $Y_1$  の指揮、監督を受けて稼働していたとも、 $X$  の作業内容と  $Y_1$  の従業員のそれとが類似しているとも認められないから、 $Y_1$  と  $X$  の間には、特別な社会的接触の関係があったとは認められない。したがって、 $Y_1$  は、 $X$  に対し、安全配慮義務を負うとはいえない。

② 【48】東京高判平 30・4・26 判タ 1469 号 93 頁 (【47】の控訴審判決・責任肯定)  $Y_1$  及び  $Y_2$  の責任を否定した結論は、控訴審判決により変更される。

i  $Y_2$  の本件工事における作業への関与及び作業員への指示  $C$  ( $Y_2$  の従業員) が、毎日、本件工事現場を訪れ、 $Y_3$  に対して KYY 日報の提出を求め、週に 1 回程度朝礼に立ち会い、週に 2、3 回安全パトロールとして巡

回等を行っており、その際、安全衛生事項に関して指示をしていたが、Y<sub>3</sub>の作業員が一丁掛けの安全帯を着用して作業しているのを遵守事項を履行しているものと受け止めていた。Y<sub>2</sub>は、Y<sub>1</sub>からの安全衛生事項に関する指示を受けて、それに従い工事を施工すべく、Y<sub>3</sub>に対し指示をしていたものといふことができ、特に安全帯の使用に関しては、一丁掛けのものでも差し支えないとしてその使用を指示し、その指示は、そのままY<sub>3</sub>を通じてその従業員に対する指示にもなっていたといふことができる。

ii Y<sub>2</sub>の安全配慮義務違反の有無(肯定) Y<sub>2</sub>は、安全衛生事項に関しては、元請会社であるY<sub>1</sub>の指示に基づき、下請会社であるY<sub>3</sub>に対し、具体的でかつ厳守を求める指示を行っていたものであり、この指示は、Y<sub>3</sub>を通じてその作業員に対しても及んでいたことからすれば、Y<sub>2</sub>とY<sub>3</sub>の従業員との間には、特別な社会的接触の関係を肯定するに足りる指揮監督関係があったものといふことができる。そして、本件作業においては、安全帯、取り分け二丁掛けの安全帯の着用とその徹底が求められるべきであったことは、すでに説示したとおりであるところ、Y<sub>2</sub>は、使用する安全帯は一丁掛けのものでも安全確保は十分であるとの誤った認識の下に、その使用の徹底をY<sub>3</sub>、更にはその従業員であるXに指示していたといふことができるから、Y<sub>2</sub>は、Xに対する安全配慮義務違反があり債務不履行責任を負うとともに、不法行為上の過失も存するから不法行為責任も負うといふべきである。

iii URとY<sub>1</sub>との定め Y<sub>1</sub>は、URとの本件植物管理工事に関する契約において、安全衛生管理に関して、安全点検連絡票や安全衛生シートを用いた巡回、点検を行うことが定められ、安全衛生の手引を作成し、その「重点ポイント」において安全帯(ただし、一丁掛けの安全帯)の着用について、同手引を交付した下請企業に対して注意喚起をしていた。

iv Y<sub>1</sub>とY<sub>2</sub>の各役割 Y<sub>1</sub>は、Y<sub>2</sub>に対し、着工会議により、工事全体に関する安全衛生事項の注意喚起を行った上、個別の工事に関しては安全指示書のやり取りによって、安全帯の着用、使用に関する安全衛生事項の指示を行っており、Y<sub>2</sub>は、その指示に従って本件工事を行う体制となっていた。Y<sub>1</sub>は、安全帯については、一丁掛けのものでも安全確保は十分であるとの

考えの下に指示がされていたということができる。

v 本件工事現場の管理 Y<sub>1</sub> は、その担当者において、本件工事現場を週に 2 回程度訪れ、Y<sub>2</sub> を通じて、本件工事の作業工程や安全衛生事項の遵守状況を確認することとなっていた。

vi Y<sub>1</sub> の責任についての結論 ①本件作業において、高所作業車の導入や仮設足場の設置により作業床を設けることは困難であったことは、すでに認定説示したとおりであるから、この点に関しては Y<sub>1</sub> に安全配慮義務違反を認める余地はない。②しかし、Y<sub>1</sub> は、下請会社である Y<sub>2</sub> に対し、個別の工事に関して安全指示書のやり取りや安全衛生の手引の交付によって、安全帯（一丁掛けのもの）の着用、使用に関する指示を具体的に言い、かつ、週に 2 回程度訪れて遵守状況の確認を行っていた。Y<sub>2</sub> は、この指示に基づき、その下請会社である Y<sub>3</sub> に対し、同様の具体的な指示を行っていた。この指示は、Y<sub>3</sub> を通じてその作業員に対しても及んでいたことからすれば、Y<sub>1</sub> と Y<sub>3</sub> の従業員との間には、特別な社会的接触の関係を肯定するに足る指揮監督関係があったものということができる。そして、本件作業においては、安全帯、取り分け二丁掛けの安全帯の着用とその徹底が求められるべきであったところ、Y<sub>1</sub> は、使用する安全帯は一丁掛けのものでも安全確保は十分であるとの誤った認識の下に、その使用の徹底を Y<sub>2</sub> 及びその下請会社の Y<sub>3</sub> を順次通じてその従業員である X に指示していたと認められる。Y<sub>1</sub> は、X に対し、安全配慮義務違反があり債務不履行責任を負うとともに、不法行為上の過失も存するから不法行為責任も負う。

## (2) 体育館の清掃作業

① 【49】東京地判令元・9・26 LEX/DB25581636（体育館の清掃作業の際の転落）

i 事案 Y<sub>1</sub> 区は、Y<sub>2</sub> との間で、区立小中学校体育館及び中学校武道場ドレン廻り等の清掃業務についての委託契約を締結した。本件清掃業務は、雨水等を排水するための設備であるドレンが、泥や落ち葉によって閉塞し、雨漏りの原因となることを防ぐため、その泥や落ち葉等を取り除くことを内

容とするものであった。Y<sub>2</sub>は、Aに対し、本件清掃業務を注文し（下請）、AはBに対し、本件清掃業務を注文する孫請契約を締結した。Bの従業員であった亡Cが、体育館ドレン廻り等清掃作業に従事していた際に転落して死亡した。Cの相続人であるXらが、Y<sub>2</sub>に対してCに安全帯を使用させるなどの下請労働者に対する安全配慮義務を怠った過失があるとして、民法709条に基づき、Y<sub>1</sub>区に対しては、注文者として安全対策の確認や指示をしなかったことについて注文又は指図の瑕疵があるとして、民法716条ただし書に基づき、損害賠償を請求した。

ii Y<sub>2</sub>の過失 「直接の雇用関係がない元請会社と下請会社の従業員との間においても、特別な社会的接触の関係に入ったと認められるような場合には、元請会社において、下請会社の従業員に対し、信義則上の安全配慮義務を負うことがある」（平成3年判決を引用）。「本件清掃業務を現実に担っていたのはY<sub>2</sub>の二次下請業者であるBであったところ、その従業員であるCに対して、本件清掃業務の実施計画、日程調整、作業手順の説明や注意事項等具体的な指示命令を行っていたのは、その雇用主であるBのみであった」。「Y<sub>2</sub>の担当者は、本件清掃業務の現場を何度か訪れたことがあったものの、それはBが実際に本件清掃業務を履行しているか否かを確認するためであったにすぎず、自ら清掃作業に加わったり、Cを含めたBの従業員に対して具体的な指示、命令を行っていたことは認められない」（Y<sub>2</sub>とCとの間において特別な社会的接触の関係があったと認めるべき事情はない。Y<sub>2</sub>の安全配慮義務否定）。Y<sub>1</sub>区の責任も否定される。

### (3) 建物の塗装作業

#### ① 【50】大阪地判平31・2・6 LEX/DB25562510（下請労働者）

i 事案 一般住宅、マンション及びビルのトータルリフォーム等の事業を行う会社であるY<sub>1</sub>は、2階建て戸建住宅の外装のリフォーム工事業の元請会社である。数名の従業員を雇用して塗装業等を営む個人事業主であるY<sub>2</sub>は、本件工事につき、Y<sub>1</sub>との間で下請負契約を締結し、本件現場に足場（以下「本件足場」という）を設置して、塗装工事を行った。なお、本件工事

当時、Y<sub>2</sub>の業務の7割から8割程度が、Y<sub>1</sub>からの下請工事で占められていた。XはY<sub>2</sub>の指示によって2階屋根の塗装を行うこととなり、安全帯を付けることなく作業を行っていたところ、同屋根から地面に落下し、負傷した。

ii Yらの責任 XがY<sub>2</sub>との間で締結した契約は、労働契約であるから、Y<sub>2</sub>は、Xに対し、安全配慮義務(労働契約法5条)を負っていたとして、安全配慮義務違反を認める。Y<sub>1</sub>については、次のように判示する。

「確かに、……本件現場には、Y<sub>1</sub>の表示が掲げられ、Y<sub>1</sub>は、本件工事の作業工程について把握し、本件現場に人員を派遣していたことが認められる」。しかしながら、「[1] 本件工事当時、Y<sub>2</sub>の業務の7割ないし8割がY<sub>1</sub>からの下請工事であったこと……、[2] Y<sub>1</sub>は、本件工事につき、下請であるY<sub>2</sub>に対し、必要な安全管理体制の構築を義務付けていたこと……、[3] Y<sub>1</sub>は、本件現場を視察していたものの、本件工事において使用するローラー等の資材やヘルメットを準備し、足場を設置したのは全てY<sub>2</sub>であって、Y<sub>1</sub>がY<sub>2</sub>やXを含めY<sub>2</sub>の下で作業に従事していた者に対し、具体的な作業内容やその方法について直接的な指導監督を行っていたとはいえないこと……、以上の点が認められ、これらの点からすると、本件現場においては、Y<sub>2</sub>が、Xを含む作業員に対する具体的な安全管理措置を講じることが想定されていたと認められる」(Y<sub>1</sub>がXに対し直接その安全を確保する法律上の義務を負うべき特別な社会的接触関係があったとは認められない)。Y<sub>1</sub>の民法715条の使用者責任も否定され、請求が棄却される。

#### (4) 河川敷の除草作業

##### ① 【51】 横浜地判平19・6・28判タ1262号263頁(派遣社員)

i 事案 Y<sub>1</sub>は、国(国土交通省)から多摩川沿いの堤防の除草作業を請け負い、Y<sub>2</sub>に対し、これを下請けさせた。本件作業現場においては、Yらの従業員らが、作業の分担を指示するなど、作業員に対する指揮監督を行っていた。Xは、Aにアルバイト従業員として雇用されA(派遣会社)から派遣されて、本件作業に従事していた。Xは、川崎市幸区内の多摩川大橋付近の堤防において、本件作業のうち刈り払われた雑草を熊手を用いて集め

る作業に従事していたところ、周囲にいた数名の作業員のうちのいずれかが用いていた刈払機が石様の異物を飛散させ、これが X の左眼に当たり失明した。X から Y<sub>1</sub> 及び Y<sub>2</sub> に対して損害賠償が請求された。

ii Y 等の責任 「国から本件作業を請け負った Y<sub>1</sub> は、これを Y<sub>2</sub> に下請けさせ、Y<sub>2</sub> は、A を含む複数の人材派遣業者から作業員の派遣を受けて、同作業に当たらせていたものであり、Y らは共同して当該作業員らを指揮監督していたものであるから、Y らは、いずれも X ら作業員に対し、刈払機が石等の異物を飛散させて生ずる事故の危険性を周知徹底した上、ゴーグルの着用、刈払機による作業場所付近への立入禁止、付近に人がいる際の刈払機の使用禁止等を遵守させて、その安全に配慮すべき義務を負っており、また、作業員を指揮監督していた Y らの従業員には、同様の措置をとるべき注意義務があった」(Y らは X に対し、安全配慮義務違反又は不法行為(使用者責任)に基づいて損害賠償義務を負うとする)。

## 8 元請会社の工場内等での作業(注文者の責任も含む)

### (1) 原子炉のメンテナンス等

#### (a) 中皮腫罹患

#### ① 【52】静岡地判平 24・3・23 労判 1052 号 42 頁(中部電力事件)

i 事案 A の従業員として Y<sub>1</sub> の浜岡原子力発電所においてメンテナンス業務に従事していた B が腹膜原発悪性中皮腫により死亡したことについて、B の妻子である X らが、B は Y らの安全配慮義務違反又は Y<sub>1</sub> が所有する工作物である浜岡原発の瑕疵によるアスベストばく露によって死亡したと主張して、Y らに対し、債務不履行又は不法行為(Y<sub>1</sub> につき民法 709 条、717 条、その余の Y につき民法 709 条)による損害賠償を請求する。

ii 注文者の責任について的一般論 「注文者と請負人との間において請負という契約の形式をとりながら、注文者が単に仕事の結果を享受するにとどまらず、請負人の雇用する労働者から実質的に雇用関係に基づいて労働の提供を受けているのと同視しうる状態が生じていると認められる場合、す



なわち、注文者の供給する設備、器具等を用いて、注文者の指示のもとに労務の提供を行うなど、注文者と請負人の雇用する労働者との間に実質的に使用従属の関係が生じていると認められる場合には、その間に雇用関係が存在しなくとも、注文者と請負人との請負契約及び請負人とその従業員との雇用関係を媒介として間接的に成立した法律関係に基づいて特別な社会的接触の関係に入ったものとして、信義則上、注文者は当該労働者に対し、使用者が負う安全配慮義務と同様の安全配慮義務を負うものと解するのが相当である。これは、注文者、請負会社及び下請会社と孫請会社の従業員との間においても同様に妥当する」。

iii 下請 Y<sub>3</sub> の責任 (肯定) A は、その業務のほとんどは浜岡原発内の補機等の保守点検作業であり、その作業は注文者である Y<sub>1</sub> から Y<sub>2</sub> が請け負い、Y<sub>2</sub> から Y<sub>3</sub> が請け負い、さらに Y<sub>3</sub> から A が請け負ったものであった。 Y<sub>3</sub> は、作業現場に工事担当者を置いて A の現場作業指揮者を指揮監督し、朝礼を主宰した。工事担当者は、A の作業員に代わって実際に作業を行うこともあった。そうすると、Y<sub>3</sub> は A の従業員であった B から実質的に雇用関係に基づいて労働の提供を受けているのと視同する状態が生じていたと認められるから、安全配慮義務を負う (業務違反も認める)。

iv 元請 Y<sub>2</sub> の責任 (肯定) Y<sub>2</sub> は、実際の作業手順、作業スケジュールを記載した作業手順書及び作業工程表を作成し、これをもとに A から 2 次下請業者の現場作業指揮者が細かい施行方法を決定していた。また、Y<sub>2</sub> は、作業全般の調整業務を行う現場責任者と作業現場の監督をする現場監督者を選任していたところ、現場監督者はほぼ現場に常駐し、朝礼や現場での打合せに参加するほか、Y<sub>3</sub> の工事担当者を通じて作業を監督した。そして、Y<sub>2</sub> は、工事要領書を作成していたところ、これには点検工事に当たって Y<sub>2</sub> の現場監督者が留意し作業員に対して指導確認すべき重要管理項目等が詳細に記載されていた。「このような事情によれば、Y<sub>2</sub> は現場監督者による Y<sub>3</sub> の工事担当者に対する指示という形で間接に A の従業員である B を指揮監督しており、また必要があれば B に直接指示を行うことも可能であったといえるから、請負人の雇用する労働者から実質的に雇用関係に基づいて労働の

提供を受けているのと同視しうる状態が生じていたと認められるから、安全配慮義務を負う」。

v 注文者 Y<sub>1</sub> の責任 (否定) Y<sub>1</sub> は、作業現場である浜岡原発の敷地・建物を所有・管理し、放射線管理の観点から作業員の出入り等を厳重にチェックしていた。また、作業員に対し防護服、工具の一部及び材料等を提供し、請負会社である Y<sub>2</sub> に対し定期点検の実施要領である工事仕様書を渡していた。しかし、工事仕様書に記載される事項は概括的な事項にとどまっており、社員を現場に常駐させていたわけではなく、進行状況については Y<sub>2</sub> の現場監督者に対して適宜報告を求め、また品質管理の観点から重要項目について現場監督者に立会いを求めていたにとどまるものであるから、A の雇用していた B から実質的に雇用関係に基づいて労働の提供を受けているのと同視しうる状態が生じていたとは認められず、安全配慮義務を負うものではない。

(b) 長時間労働

② 【53】 福島地裁いわき支判令 3・3・30 Westlaw2021WLJPCA03306001 (原発内の車両整備工場における車両整備業務)

i 事案 Y<sub>1</sub> は、車輛系建設機械・荷役運搬機械の検査、整備等を営む株式会社である (Y<sub>2</sub> 及び Y<sub>3</sub> は Y<sub>1</sub> の取締役 (Y<sub>2</sub> は代表取締役))。Y<sub>5</sub> は、Y<sub>4</sub> に対し、その設置、運転にかかる本件原発構内で使用する車両を対象とする車両整備工場の運営の実施を委託した。Y<sub>4</sub> は、Y<sub>1</sub> に対し、Y<sub>5</sub> から委託された業務の一部である車両整備業務を委託した (下請)。Y<sub>1</sub> の従業員である D は、本件整備工場で車両整備業務に従事した。

ii X らの主張 D の相続人である X らが、① Y<sub>1</sub> は D の雇用主として、Y<sub>4</sub> は上記作業の派遣先事業者又は D と特別の社会的接触関係に入った元請事業者として、労働者の労働時間を把握し、適正に管理する注意義務 (安全配慮義務) を負っていたにもかかわらず、これを怠り、D を長時間労働等の過重な業務に従事させたため、D が致死性不整脈により死亡したなどと主張して、Y<sub>1</sub> 及び Y<sub>4</sub> に対しては、債務不履行又は不法行為に基づき損害賠償請求をした (Y<sub>2</sub> 及び Y<sub>3</sub> に対する請求は省略)。② Y<sub>4</sub> 及び Y<sub>5</sub> は、1F にお

いて救急医療が必要となった場合に速やかに救急医療室で適切な治療を受けるといふ D の期待権を侵害したなどとして、Y<sub>4</sub> 及び Y<sub>5</sub> に対し、不法行為に基づき損害賠償請求をした (②は省略)。

iii Y<sub>4</sub> (元請) の責任 (否定) 「Y<sub>1</sub> (下請) と Y<sub>4</sub> (元請) との間で、D につき、労働者派遣契約が締結されていたことを認めるに足りる的確な証拠はない。また、本件整備工場内の機材、工具、材料等は Y<sub>5</sub> が準備をし、Y<sub>4</sub> 自らは自動車整備作業を行わず、Y<sub>4</sub> から委託を受けた Y<sub>1</sub> を含む 3 社の整備会社が上記作業を行っていたこと、上記……部品は上記作業を行う作業員自らが選定していたことが認められ、実際、Y<sub>4</sub> が、D を含む作業員に対し、上記作業について具体的な指示や助言を行っていたとか、現場監督者を置いてこれを指揮監督していたといった事情はうかがわれないのであって、D を含む作業員は、各自の判断で業務を遂行していたとみることができ、Y<sub>4</sub> は、本件整備工場を提供する立場を超えて、D を含む作業員の具体的な労務提供の過程を指揮監督する立場にはなかったものと認めるのが相当である」。

## (2) かけ作業 (社外工)

① 【54】神戸地裁尼崎支判昭 60・2・8 労判 448 号 31 頁 (依頼者の工場内における金類計量投入作業 (いわゆる「かけ作業」))

i 事案 X らは、Y 阪神ディーゼル事業部に、A を通じて雇われ、社外工として同事業部鋳造部門の溶解職場で働いてきた労働者である。X らは、同職場で金類計量投入作業 (いわゆる「かけ作業」。以下、かけ作業という) に従事してきた。かけ作業とは、キューポラー (溶解炉) の中に銑鉄、返銑、鋼屑コークス及び石灰石等のいわゆる地金類を計量投入する作業である。銑鉄及び返銑を投入する際に、X らは足場が非常に悪く、不自然な姿勢となるうえ、右銑鉄などの重さは平均して 10 キログラム、重いものでは 30 キログラムもあり、腰部に過度の負担がかかる作業等に従事していた。この結果、X らは、肩関節周囲炎、筋・筋膜性腰痛等に罹患した。X らが Y に対して、寄金配慮義務違反を理由に損害賠償を請求する。

ii 安全配慮義務についての一般論 「請負による仕事とはいえ、その仕事の内容からして、請負という契約形式によりながら、注文者が単に仕事の完成を請負人に一任してその成果を享受するというにとどまらず、請負人の雇用する労働者を自己の企業秩序の下に組み入れ、自己の管理する労働場所において、自己の管理する機械・設備を利用するなどして、自己の指揮・命令・監督の下におき、自己の望むように仕事の完成をさせ、実質的に注文者が当該労働者を一時的に雇用して仕事をさせると同様の効果をおさめているといった場合には、注文者と請負人の雇用する労働者との間に、実質的に使用従属の関係が生じていると認められるのであるから、その間に労働契約関係が存在しなくとも、この場合には、信義則上、注文者は当該労働者に対して、前記のような使用者が負う安全配慮義務と同様の安全配慮義務を負うものと解するのが相当である」。

iii あてはめ 「Xらは、Y事業部の鋳造部溶解班の職場でかけ作業に従事するものであること、溶解班における当日の作業計画は溶解班長がきめるので、Xらがかけ作業で投入する地金類の数量はその指示に従っていたし、かけ作業に利用の電動台車はY従業員の管理下にあったことは、前記認定のとおりであり、さらに（人証略）の証言によれば、Xらがかけ作業に用いる器具、用具類は、すべてYから提供されるものであったことが認められる」。「右認定の事実によれば、Yは、Xらと直接の雇用関係にあるものではないが、Xらの作業現場、作業に利用される機械設備はYの管理下にあり、Xらの作業はY従業員の直接の指示・監督の下に行われていたというべきであるから、YとXらとの間には実質的に使用従属の関係があったものというべきである。従ってYは、Xらに対し、使用者と同様の安全配慮義務を負うべきものと解するのが相当である」（請求認容）。

### (3) 検缶業務（デパレ業務）

❶ 【55】東京地判平20・2・13 労判955号13頁（テクノアシスト相模（大和製罐）事件・注文者の責任）

i 事案 Y<sub>1</sub>は、Y<sub>2</sub>との間で作業請負基本契約を締結し、Y<sub>2</sub>より、本

件工場内の出荷前の缶を目視によって検査する検缶業務（デパレ業務）を受託していた。また、検缶業務のほかに臨時的作業として検蓋業務を受託していた。Y<sub>1</sub> 従業員 A は、Y<sub>1</sub> により派遣され Y<sub>2</sub> の東京工場のナンバー 3 ライン検蓋職場において、高さ 90cm 足場面積 40cm 四方の作業台の上に立ってライン上を流れる缶の蓋を検査する作業に従事していたが、検蓋業務に従事中、本件作業台から転落し工場床面に頭部を強打し傷害を負い、その後死亡した。A の両親 X 等が、Y 等に対して安全配慮義務違反を理由として損害賠償請求をする。

ii 使用者 Y<sub>1</sub> の責任 「本件検蓋作業は、約 89cm の高さのある本件作業台の上で、40cm 四方の足場に立ったまま、約 8 時間にわたり作業を行うというもので、しかも、従業員から暑さに対する対策を求められるほどの高温の中での作業であったというのであるから、本件検蓋作業を行うに際して、熱中症や体調不良などの異常が生じた場合に、作業者が転落する可能性が十分考えられた」。「このような状況下においては、Y<sub>1</sub> は上記安全配慮義務の具体的内容として、転落の危険を避けるために、転落防止の措置が施された転落の危険のない適切な作業台を使用すべき義務を負っていたと解するのが相当である。しかるに、Y<sub>1</sub> は、転落防止の措置が施されていない本件作業台を A に使用させたというのであるから、上記安全配慮義務に違反したものとすべきである」。「したがって、Y<sub>1</sub> は、X らに対し、債務不履行に基づく損害賠償責任を負う。また、上記義務違反は Y<sub>1</sub> の不法行為にもあたるので、不法行為に基づく損害賠償責任も負う」。

### iii 注文者 Y<sub>2</sub> の責任

a 注文者の安全配慮義務の一般論 「安全配慮義務は、ある法律関係に基づいて特別な社会的接触の関係に入った当事者間において、当該法律関係の付随義務として、信義則上、認められるものである。そして、注文者と請負人との間における請負という契約の形式をとりながら、注文者が単に仕事の結果を享受するにとどまらず、請負人の雇用する労働者から実質的に雇用契約に基づいて労働の提供を受けているのと同視しうる状態が生じていると認められる場合、すなわち、注文者の供給する設備、器具等を用いて、注

文者の指示のもとに労務の提供を行うなど、注文者と請負人の雇用する労働者との間に実質的に使用従属の関係が生じていると認められる場合には、その間に雇用契約が存在しなくとも、注文者と請負人との請負契約及び請負人とその従業員との雇用契約を媒介として間接的に成立した法律関係に基づいて特別な社会的接触の関係に入ったものとして、信義則上、注文者は、当該労働者に対し、使用者が負う安全配慮義務と同様の安全配慮義務を負うものと解するのが相当である」。

b 本件事案 「本件検査作業は、Y<sub>2</sub>の工場内の、Y<sub>2</sub>が所有する機械・設備が設置された場所で行われ、作業の内容も、Y<sub>2</sub>が所有するナンバー3ラインのライン上を流れる缶蓋の検査であったことに加え、作業台もY<sub>2</sub>の所有物であったことからすれば、注文者の供給する設備、器具等を用いて作業をしていたということが出来る」。「また、Y<sub>2</sub>のBは、作業台を準備した上で、Y<sub>1</sub>のAに対し、本件検査作業の内容、手順などを詳細に説明しており、これを踏まえて、Y<sub>1</sub>のAがY<sub>1</sub>の従業員に対し、Bの説明通りに指示を与えていたこと、本件検査作業のラインの稼働を管理していたのは、Y<sub>1</sub>ではなくY<sub>2</sub>であり、Y<sub>2</sub>がそのラインを止めたとき、Y<sub>1</sub>の従業員は、ラインの近くで待機していた」。「これらの事実<sup>に照らすと、Y<sub>1</sub>の従業員は、実質的にはY<sub>2</sub>の指示のもとに労務の提供を行っていたと評価するのが相当である</sup>」。

c 責任についての結論 「Y<sub>2</sub>とY<sub>1</sub>の従業員との間には、実質的に使用従属の関係が生じているものと認められるから、Y<sub>2</sub>は、Y<sub>1</sub>の従業員に対し、信義則上、安全配慮義務を負う」。「その具体的内容については、Y<sub>1</sub>の場合と同様であるところ、Yは、転落防止の措置が施されていない本件作業台をAに使用させたものであるから、安全配慮義務に違反したものであるべきである。したがって、Y<sub>2</sub>は、Xらに対し、債務不履行に基づく損害賠償責任を負う。また、上記義務違反はY<sub>2</sub>の不法行為にもあたるので、不法行為に基づく損害賠償責任も負う」。

## (4) かが台車の組立作業

## ① 【56】浦和地判平5・5・28判タ838号227頁（注文者の工場での組立作業）

i 安全配慮義務についての一般論 「請負契約の注文者は、通常、請負人の仕事の結果のみを享受するものであって、請負人や請負人の被傭者の仕事の過程を直接拘束するものではないから、原則として、請負人や請負人の被傭者について安全配慮義務を負うことはない。しかし、注文者と請負人、又は、注文者と請負人の被傭者との間で労働契約が締結された場合と同様に、注文者の指定した場所に配置され、注文者の供給する設備、器具等を用い、注文者の指定する方法で労務の提供をする契約が締結される場合がある。そしてこのような場合には、注文者は、労働者と労働契約を締結した場合に準じて、請負人や請負人の被傭者が労務の提供をする過程において発生する危険から同人らの生命、身体等を保護するよう配慮すべき安全配慮義務を負うものと解するのが相当である。」

ii 事例及びあてはめ 「Aは、昭和59年末ころから、Yからコンピテナーと称するかが台車の組み立て作業（木製パレット、ベニヤ板にキャスターの付いたパレットないし金属製パレットの三辺に鉄製パイプの格子扉をはめ込み、ネジで固定してかが台車を組み立てる作業）を請負い、訴外事業団会員（以下「会員」という。）らに配分していた。かが台車組み立て作業は、本件現場すなわちY敷地内のY所有の第二倉庫前で行われた。右作業の道具として使用されるネジ回し、パール等は、Yから会員らに貸与されていた。材料は、Yの従業員ないしは別の運送屋が運搬してくるようになっていた。Aの職員は、本件現場に来たことはなかった。亡Cは、昭和60年4月Aに入会し、本件事故当時、Aに配分されて、Yのかが台車の組み立て作業に従事していた。「亡Cが、昭和60年4月ころからYにおいて従事していたかが台車の組み立て作業は、AがYから請け負い、会員らに配分されたものなので、亡CとYの間で、直接の労働契約が締結されていたものではなかった。」しかし、「会員らは、Yの敷地内で、Yの供給した道具で、Yから派遣された責任者であるD工場長が定めた段取りに則って作業してい

たものであり、しかも、……Aは、会員らの作業について一切関与していなかったのであるから、会員らは、専らYの指揮命令の下に労務の提供をしていたと評価されるべきであり、Yと亡Cを含めた会員らとの間には、事実上、直接労働契約を締結したのと同様の社会的接触関係があったと解するのが相当であるから、Yは、会員らに対して安全配慮義務を負うものである」(請求認容)。

#### (5) 航空機内でのクリーニング・セッティング業務等(注文者の責任)

##### ① 【57】東京地判平3・3・22判時1382号29頁(腰痛被害)

i 腰痛被害——Y<sub>1</sub>の責任(肯定) 航空機内クリーニング等を行うY<sub>1</sub>の従業員Xが作業により腰痛になった事例で、Y<sub>1</sub>は、作業に起因した疲労による腰部への負担を軽減するため、休憩時間、休憩場所の状況などについて必要かつ適切な措置を講じ、また、作業員が適切な休憩時間を取りうるような作業量にみあった人員を確保するなどの措置を講じるべき義務を負っていたとして、Y<sub>1</sub>の安全配慮義務の不履行が認められる。

ii Y<sub>2</sub>の責任1——社会的接触関係があれば認められる 「Y<sub>2</sub>とXらとの間には、直接の契約関係は存在しないが、注文者たるY<sub>2</sub>と請負人の被用者であるXらとの間に雇用契約が存在するのと同視しうるような管理支配、使用従属の労働関係が成立している場合、そこには雇用契約の当事者間において安全配慮義務が信義則上発生する根拠となるのと同様に社会的接触関係が成立しているものと評価しうるので、右労働関係上の信義則に基づいて、注文者Y<sub>2</sub>は請負人Y<sub>1</sub>の被用者であるXらに対して、請負人と同様に安全配慮義務を直接負担し、右安全保護義務を怠って労働災害を発生させしめた場合には、債務不履行により損害賠償責任を負う」。

iii Y<sub>2</sub>の責任2——指揮監督、管理支配の関係が及んでいる場合に限られる 「もっとも、安全配慮義務が、使用者の労務指揮、労務に対する支配権に付随する義務であることからして、注文者であるY<sub>2</sub>は、請負人であるY<sub>1</sub>の被用者に対して、外形上Y<sub>2</sub>の注文ないしは指示に基づいてなされるY<sub>1</sub>の業務の範囲内に含まれるすべての行為について安全配慮義務を尽く



す責任を負うものではなく、右被用者に対する Y<sub>2</sub> の指揮監督、管理支配の関係が及んでいる場合のみ、その管理支配の範囲において安全配慮義務の責任が問われることになるのであって、単に Y<sub>1</sub> が Y<sub>2</sub> の指揮監督等を受け、かつ Y<sub>1</sub> の被用者の行為が外形上 Y<sub>1</sub> の業務の執行についてなされたというだけでは、Y<sub>2</sub> の右責任を問うことができないことは、安全配慮義務が認められる前記の実質的根拠に照らして当然というべきである」(以下のように詳細に検討して要件具備を否定)。

#### iv 事案の確認

a 指揮管理 「Y<sub>1</sub> は、Y<sub>2</sub> のいわゆる子会社であって、両社には物的、人的その他の関係があり、また注文者である Y<sub>2</sub> は、本件地上業務委託契約の請負人である Y<sub>1</sub> に対し、……のとおり Y<sub>1</sub> の作業工程を把握し、その作業内容、作業時間、作業場所について指示ないしは介入し、また作業時間を規制し、作業場所の管理を行っているのであって、右認定の限度において、Y<sub>1</sub> の行っている地上業務を指揮監督し、あるいはこれを管理支配していると評価することができる」。

b 請負の限度を超えない 「しかし、Y<sub>2</sub> の行っている右限度における指揮監督あるいは管理支配は、請負契約の性質を有する本件地上業務委託契約の請負人である Y<sub>1</sub> に対し、右契約の履行を求め、あるいは契約の履行を求める前提としてなされているものであって、右契約における注文者としての地位に基づくものであり、これを超えるものではないと解され、したがってその指揮監督ないし管理支配は、いずれも Y<sub>1</sub> に対するものであり、Y<sub>1</sub> の被用者たる X らに対するものではないと解すべきである」。

v Y<sub>2</sub> の責任についての結論 (否定) 「そこで、以上の判断を前提に、前記 1 に記載した Y<sub>2</sub> の X らに対する安全配慮義務が認められる基準を本件に適用すると、Y<sub>1</sub> は、その業務について前認定のとおり、かつその限度において Y<sub>2</sub> の指揮監督を受け、X ら Y<sub>1</sub> の被用者の作業は、Y<sub>1</sub> の事業の執行についてなされていたことが認められるけれども、前記認定の事実ないし事情によっては、Y<sub>1</sub> の被用者に、Y<sub>2</sub> の指揮監督、管理支配が及んでいたということはできず、本件において、他にこれを認め、あるいは推認させるに足

る証拠も存しない。したがって、前記1の観点に照らし、また  $Y_1$  が  $Y_2$  その他の対外的関係においても、 $Y_1$  の被用者に対する雇用契約ないしはこれに付随する義務の履行という関係においても、独立した主体として十分対応できるに足る人的、物的な組織及び機能を有しており、現にそのように対応してきたこと……をあわせ考慮すると、 $Y_2$  と  $X$  ら  $Y_1$  の被用者との間において、実質的に雇用関係が存在するのと同視できる管理支配、使用従属の労働関係が成立しているとすることはできない」(使用者責任も否定)。

## (6) 車輛製造工場内での車内の通風器取付、天井木座取付等の内装工事

### ① 【58】 横浜地判昭57・3・16 労判383号43頁(感電、落下)

i 事案(注文者の責任) Aは、Y横浜車輛工場でYの製造にかかる〇〇車の車内の通風器取付、天井木座取付等の内装工事を請け負っていたので、Aの従業員Xは主として〇〇車内の内装、電装工事の業務に携わっていた。A担当部分に手直しを要する箇所のあることが判明したため、Yの同工場内における〇〇車内装工事の現場主任であるBは、同工場内訴外会社事務所で、同所に居合わせたXに対し、同工場車輛検査場に検査のため入線中の66号車、68号車の各天井通風口シャッターのせり及び回転しない部分の修理、点検を依頼し、Xは、直ちに車輛検査場に赴き、指定された車輛の屋根に上がり、屋根上から車輛の天井に設置されている通風器のせりを直す作業中、車輛の屋根の上から約1メートル上部に張られ、1500ボルトの電圧で通電していた架線に身体が触れ、感電のショックで屋根から約4メートル下の地上に落下し、更に1メートル下の溝に落ち傷害を負った。

ii 注文者の責任 「Yは、Xとの間に直接の雇用契約関係はなくとも……、XをYが設置し提供した設備及び作業環境のもとでYの指示によって稼働させていた以上、右設備等から生ずる労働災害を防止し、安全に就労させるべき安全保護義務を負担しているものというべきところ、右のとおり、その義務を怠ったものと認められるから、Yに安全保護義務違反の債務不履行の存したことが明らかである」(一般論は論じない事例判決である)。

(7) ボイラーの清掃作業

① 【59】 神戸地判昭 47・4・27 判時 677 号 90 頁 (酸欠による窒息死)

i 事案 (注文者の責任) Y 神戸工場の 6 号ボイラーの中で、Y からボイラーの清掃作業を請け負っていた A の従業員である B、C、D 及び E の 4 名は、6 号ボイラーの清掃作業を始めたところ、B、C、D、Y 神戸工場動力課ボイラー班長 F が 6 号ボイラー内部で倒れ、神鋼病院に収容されたが、4 名とも死亡した (E については不明)。B と C の相続人らが、Y に対して損害賠償を請求した。

ii Y の過失 Y には以下の過失があったとして、Y の 不法行為責任を認める。

① 6 号ボイラーの前面に窒素供給用の配管が設置されてあったのであるから、これを他と識別するための表示、危険を表すための表示、その取扱いに関する注意書等の掲示等をし、又は、誰でも簡単に使用することができない状態にしておく等の措置をなすべきであったのにこれをなさずに放置しておいた、② 6 号ボイラーの前面に、空気供給用の配管のほかに窒素供給用の配管があり、空気供給用の配管は適宜使用することを許していたのであるから、単に清掃すべきボイラーと期間を特定して請負わせるのみでなく、ボイラーの清掃をなす者に対して、これらの配管の種別、危険性、取扱いの方法等について教育をし、または注意をなすべきであったのにこれをしなかった、③ ボイラー内部における作業には、酸素の欠乏する場合のあることは常に予想されるので、その内部に立入るに先立って酸素濃度を測定し、又は有害でない空気を送る等して酸素の欠乏していないことを確認し、又は確認させたうえで立入らせるべきであったのにこれをしなかった。

(8) プラント内のベルトコンベアのジョイント部分の点検・詰まった土の撤去作業

① 【60】 福岡地判平 26・12・25 労判 1111 号 5 頁 (派遣・落下)

i 事案 X は、Y<sub>1</sub> と労働契約を締結して Y<sub>2</sub> 本件工場に派遣され、本件プラントにおいて、主として、汚泥と石灰との混合物を運搬するベルトコ

ンベアのジョイント部分で土の流れが止まっていないか点検し、詰まった土の撤去をする作業に従事していた。本件プラントの連結軸近くの水平な鉄骨部分に本件道板が置かれており、Xは、本件事故当日、本件タンクの石灰詰まりによって停止したモーターを復旧するため、安全帯を付けずに本件道板上に上り、パイプレンチでスクリューとモーターの連結部分を回す作業に従事していたところ、本件道板が2つに折れ、約3m30cmの高さからコンクリート土間に墜落し負傷した。

Y<sub>1</sub>は、本件事故当時、本件プラントにおいて、従事する業務や作業の内容及び方法に関して具体的な指示を行っておらず、専らY<sub>2</sub>にこれを委ねており、Xが本件タンクに上ってパイプレンチ作業をしていることや本件道板の性状及び使用状況を十分把握していなかったこと、Xに対し、高所作業における安全帯の装着を指示し、その所持の確認をしたことはあるものの、上記作業内容に照らした安全帯の使用実態を把握する措置や、それに基づく指導は行っていなかったことが認められる。

ii Y<sub>1</sub>の責任 「Y<sub>1</sub>は、Xの具体的な従事業務を把握した上、本件道板がXの体重に耐え得るものか予め確認し、安全でない道板を撤去し、又はより頑健かつ安全なものとの交換する等の義務や、本件道板上で作業しないこと及び作業時に安全帯を使用することについてXが遵守するよう管理監督すべき義務を負っていたにもかかわらず、これを怠ったものといえ、Y<sub>1</sub>は、Xに対する安全配慮義務に違反したものと解するのが相当である」。

「また、これらの義務が労働安全衛生法等に基づくものであることや、同義務違反の態様からしてY<sub>1</sub>に過失が認められることなどからすれば、Y<sub>1</sub>は不法行為（民法709条）に基づく損害賠償責任を負うものと認められ、後述のY<sub>2</sub>の不法行為とは共同不法行為を構成する」。

iii Y<sub>2</sub>の責任 「本件工場において、Xの出退勤の管理や作業の内容・方法に関する具体的な指示は、専らY<sub>2</sub>が行っていたものであり、本件事故時も、XがY<sub>2</sub>の指揮監督を受けて労働に従事していたことが認められる。以上からすれば、Y<sub>2</sub>は、Y<sub>1</sub>の従業員であるXとの間で、特別な社会的接触の関係に入ったものといえ、Xに対し、安全配慮義務を負っていたものと

解するのが相当である」。

「 $Y_2$  は、 $X$  に対して安全帯の使用を求めていなかったこと、 $X$  に対して本件プラントにおけるパイプレンチ作業の方法を指導した  $D$  は、安全帯を使用せずに本件道板の上で作業をしていたこと、 $Y_2$  は、本件道板の強度を確認していなかったことが認められる」。「以上からすれば、 $Y_2$  は、本件道板が  $X$  の体重に耐え得るものか予め確認し、安全でない道板を撤去し、又はより頑健かつ安全なものとの交換する等の義務や、本件道板上で作業しないこと及び作業時に安全帯を使用することについて  $X$  が遵守するよう管理監督すべき義務を負っていたにもかかわらず、これを怠ったものといえ、 $Y_2$  は、 $X$  に対する安全配慮義務に違反したものと解するのが相当である」。「また、これらの義務が労働安全衛生法等の趣旨に基づくものであることや、同義務違反の態様からして  $Y_2$  に過失が認められることなどからすれば、 $Y_2$  は不法行為（民法 709 条）に基づく損害賠償責任を負うものと認められ、これと前述の  $Y_1$  の不法行為とは共同不法行為となる」。

## (9) 廃材の焼却炉での焼却中の爆発事故

### ① 【61】さいたま地判平 19・5・30 LEX/DB28131785（同族会社）

i 事案  $Y_1$  は、一般土木建築工事、碎石、砂等骨材の販売、埋立工事等を業とする株式会社であり、 $Y_2$  は、土木建設業、産業廃棄物処理業等を業とする有限会社である。 $Y_1$  の代表者  $A$  と  $Y_2$  代表者  $B$  は夫婦である。 $Y_1$ 、 $Y_2$  は、 $A \cdot B$  夫妻が経営するいわゆる同族会社である。 $X$  は、 $Y_1$  との間で労働契約を締結した。 $X$  が本件敷地に出勤したところ、 $A$  は、 $X$  に対し、その前週に  $Y_1$  が埼玉県所沢市山口所在の家屋を解体した際に発生し、本件敷地内に積み上げてあった廃材を本件敷地内に置かれた  $Y_2$  の所有管理する焼却炉で焼却する作業に従事するよう指示をした。 $X$  が、本件焼却作業をしていた際、焼却炉の爆発事故が起こり、 $X$  は、爆風により木片等を顔面及び両腕等に受けて負傷した。

ii  $Y_2$ （元請会社）の責任 「本件廃材が発生する元となった家屋解体作業については、 $Y_2$  が元請けであったこと、当時、産業廃棄物の処理作業

について公的機関から許可を受けていたのは  $Y_2$  であること、焼却が行われたのが  $Y_2$  の当時の本店所在地である本件敷地内であり、本件焼却炉が  $Y_2$  の所有管理下にある設備であったこと、A が  $Y_1$  の代表者であるとともに  $Y_2$  の取締役でもあって、焼却作業が同人の指示に基づいて実施されたものであることを総合すると、 $Y_2$  と X との間には、「特別な社会的接触の関係」があったものと認められ、したがって、 $Y_2$  も、X に対し、信義則上、X の生命及び身体を危険から保護するよう配慮すべき安全配慮義務を負うというべきである」。

## 9 潜水作業など

### ① 【62】松山地裁宇和島支判令 2・11・13 判タ 1490 号 222 頁（潜水作業（個人下請人））

i 元請会社の安全配慮義務違反（肯定） X は  $Y_1$  から依頼を受けて繰り返し潜水作業の下請をしており、 $Y_1$  が専ら  $Y_2$ （注文者たる漁協）との間で作業日程や作業方法の調整を行い、X は  $Y_1$  が指定した日時に、指定された場所で、指定された補修作業に従事していたこと、作業の都度、 $Y_1$  が用意した  $Y_1$  所有のボンベ及び船舶を使用して作業に当たり、他方 X はウェットスーツやレギュレータ等の潜水具を用意するだけであったことから、 $Y_1$  と X の間の潜水作業の下請契約は、X の労力を専ら利用するという色彩が強いもので、両者間に実質的な使用従属関係があったものとみることができる。 そうすると、 $Y_1$  は、雇用契約における使用者と同様に、下請人たる X の安全に配慮すべき義務を信義則上負う（下請契約の附随義務）。

ii 安全配慮義務 「そうすると、X に潜水作業を下請させる  $Y_1$  としては、 $Y_2$  から作業現場の概要、作業の内容、水深等の必要な情報を予め聴取り、 $Y_2$  との間で作業計画（潜水作業のスケジュール）を策定して、この作業計画を潜水作業に従事する X や、減圧の知識に乏しい、作業に立ち会う  $Y_2$  の関係者に周知されるよう手配したり、あるいは少なくとも、例えば、最初の潜水作業後に確保すべき休憩時間を設定し、これを  $Y_2$  の関係者に周

知されるよう手配するなどして、再度の潜水が必要な場合には十分な休憩時間を確保し、再度の潜水が危険な場合には作業当日の潜水が回避できるようにし、Xをして安全な潜水作業を実行できるようにすべき安全配慮義務を負っていたものというべきである」。

iii 義務違反の認定 「にもかかわらず、 $Y_1$ は上記措置を講ずることなく、Xに再潜水前に2時間以上の休憩をとるよう注意を前もって与えておいただけで、作業前までにこの注意を念押しするなどすることすらなく、Xを漫然と本件潜水作業に従事させたものであったから、 $Y_1$ にはXに対する安全配慮義務違反があったものというべきである」。

iv 不法行為責任 なお、Xの $Y_1$ に対する不法行為に基づく損害賠償請求は、前記安全配慮義務と同内容の注意義務の違反を理由とするもので、賠償を求める損害も安全配慮義務違反の債務不履行のそれと同一であるから、前記と別にかかる注意義務及びその違反の有無につき判断する必要はない。

v 注文者の安全配慮義務(否定) 「 $Y_2$ は $Y_1$ と請負契約を締結し、Xは $Y_1$ の下請として本件潜水作業に従事したにすぎない。 $Y_2$ は、養殖いけすの係留用ロープの補修作業(潜水作業)を、潜水作業につき専門的な知識、経験を有する潜水士である $Y_1$ に請け負わせて、その補修の成果を利用して、以後の魚類養殖事業を行っているものにすぎず、上記補修作業の主体となっているものとみるのは困難である。Xは、当該潜水作業に従事するかどうか、 $Y_1$ と下請契約をするかどうかの諾否の自由を有しており、具体的な潜水作業の内容につき自ら判断することができ、したがって $Y_2$ による指揮監督を受けておらず、業務に従事する時間なども $Y_2$ から管理されていない。 $Y_2$ の履行補助者と考えられる本件組合員等も、Xが作業をしやすく、ロープを準備したり、作業場所やおおよその水深の情報を提供したにすぎず、Xの作業の内容を指定したりしたものではなかった。そうすると、Xと $Y_2$ との間の社会的接触関係は、雇用契約類似のものとはみることができず、 $Y_2$ にXに対する安全配慮義務を負担させるほど高度のものではないといわざるを得ない」。

## 10 原発事故の復旧作業

### ① 【63】 静岡地判平 26・12・25 労判 1109 号 15 頁（【64】 の第 1 審判決）

i 事案 Y<sub>1</sub>（東電）より、Y<sub>2</sub> は本件原発事故の復旧作業（放射性滞留水回収等）を請け負った。Y<sub>3</sub> は Y<sub>2</sub> から汚水処理装置の配管部分の設計等を請け負った。Y<sub>4</sub> は Y<sub>3</sub> から配管の据付（撤去）を請け負った。さらに、甲は Y<sub>4</sub> から Y<sub>4</sub> が引き受けた配管敷設工事等を請け負った。乙は、甲からその工事の一部を請け負い、人工の派遣等を行った。

A は乙に雇用され、甲の行う工事に参加することとなった。A は、作業中、手が震え始め、その後、しゃがみこんで意識を失った。A は磐城共立病院に搬送されたが、死亡が確認された。医師は、マスク、防護服を装着し、約 50 キログラムの重量物を運搬したことが、相当な肉体的負荷となり、心筋梗塞を発症したと推測される等の意見を述べている。A の相続人により、Y らに対して損害賠償が請求された。

ii 特別の社会的接触関係に基づく安全配慮義務について 「元請会社ないし発注者と下請会社〔孫請会社を含む。以下同じ〕の労働者との間には直接の労働契約はないものの、下請会社の労働者が労務を提供するに当たって、いわゆる社外工として、元請会社ないし発注者の管理する設備、工具等を用い、事実上元請会社ないし発注者の指揮、監督を受けて稼働し、その作業内容も元請会社ないし発注者の労働者とほとんど同じであるなど、元請会社ないし発注者と下請会社の労働者とが特別な社会的接触関係に入ったと認められる場合には、労働契約に準ずる法律関係上の債務として、元請会社ないし発注者は下請会社の労働者に対しても、安全配慮義務を負うというべきである」。

iii Y<sub>1</sub>（東電）へのあてはめ（責任否定） 「Y<sub>1</sub> は、本件工事の全てを Y<sub>2</sub> に発注しており、Y<sub>1</sub> が自ら本件工事の施工や監理を行っていたものと認めるに足りる証拠はなく、A が、事実上 Y<sub>1</sub> の指揮監督を受けて稼働していたものと認めるに足りる証拠もないから、本件の証拠関係を前提として、Y<sub>1</sub> と A とが、特別な社会的接触関係に入ったものと認めることはできない」。



「X は、Y<sub>1</sub> と A とが特別の社会的接触関係に入った根拠として、〔1〕 A が配管工事に従事していたプロセス主建屋は、Y<sub>1</sub> が本来復旧作業を行うべき作業場所であったこと、〔2〕 A が着用していた防護服等の装備、工具は Y<sub>1</sub> が用意したこと、〔3〕 Y<sub>1</sub> が、放射線等について教育を実施する義務があり、また、被曝線量を管理していたこと、〔4〕 A の行っていた作業は Y<sub>1</sub> の従業員の作業と同視できることをそれぞれ主張する」。

「しかしながら、上記主張の〔1〕及び〔4〕については、……根拠がない……。また、防護服等については Y<sub>1</sub> が用意したものと認められるが、それ以外の工具を Y<sub>1</sub> が用意したものと認めるに足りる証拠はないし、Y<sub>1</sub> が被曝線量を管理し、放射線等について教育を実施する義務があるとしても、心筋梗塞で死亡した A に対する安全配慮義務を発生させる根拠となるものではないから、主張〔2〕及び〔3〕についても、直ちに A と Y<sub>1</sub> との間の特別の社会的接触関係を根拠付けるものではない」(Y<sub>1</sub> が、A との間で、特別の社会的接触関係に入ったものと認めることはできない)。

iv Y<sub>2</sub> の責任 (否定) ①「労働法 29 条に定める元方事業者であるというのみで、直ちに、下請企業や孫請企業の労働者に対して安全配慮義務を負うものと認めることはできない」。②「Y<sub>2</sub> は、本件工事のうち、A の関与した放射性滞留水回収装置の設計、設置等に関する工事を全て Y<sub>3</sub> に発注しており、Y<sub>2</sub> が自ら、下請会社の労働者に対して指示等を行っていたものと認めるに足りる証拠はなく、A が、事実上 Y<sub>2</sub> の指揮監督を受けて稼働していたものと認めるに足りる証拠もないから、本件の証拠関係を前提として、Y<sub>2</sub> と A とが、特別な社会的接触関係に入ったものと認めることはできない」。

〔1〕 A が配管工事に従事していたプロセス主建屋は、Y<sub>2</sub> の作業場所であったことは、元請会社と下請会社の関係であれば一般的に認められる事象である。〔2〕 A が着用していた防護服等の装備、工具を Y<sub>2</sub> が提供した証拠はない。〔3〕 Y<sub>2</sub> が、元方事業者として労働安全衛生に係る特別教育を行っていたことは、Y<sub>2</sub> が元方事業者として法令に基づいて行っていたものにすぎないから、そのことが直ちに特別の社会的接触関係を根拠づけるものではないから、そのことが直ちに特別の社会的接触関係を根拠づけるものではない」。

い。[4] Y<sub>2</sub>が、作業工程表を作成していたが、作業工程表も、その記載内容からすれば、本件工事の全体的なスケジュールを記載した工程表にすぎないから、Y<sub>2</sub>がこの工程表を確認していたからとって、個々の労働者に対して実質的に指揮監督を行っていたものとは認められない (Y<sub>2</sub>のAに対する安全配慮業務否定)。

v Y<sub>3</sub>の責任 (否定) Y<sub>3</sub>が、本件工事の一部をY<sub>2</sub>から請け負った会社であり、Aとの間に直接雇用契約が締結されていない。「Y<sub>3</sub>は、本件工事のうち、放射性滞留水回収装置の設計等を主に言い、これらの設置、据付等に関する工事は全てY<sub>3</sub>に発注しており、自ら施工を行っていたものでないと認められる。そして、Y<sub>3</sub>が、自ら下請会社の労働者に対して指示等を行っていたものと認めるに足りる証拠はなく、また、Aが、事実上Y<sub>3</sub>の指揮監督を受けて稼働していたものと認めるに足りる証拠もないから」、特別な社会的接触関係に入ったものと認めることはできない。

[1] Aが配管工事に従事していたプロセス主建屋は、Y<sub>3</sub>の作業場所であったことは、元請会社と下請会社の関係であれば一般的に認められる事象である。[2] Y<sub>3</sub>が、Aが着用していた防護服等の装備の提供をしていない。[3] の作業指示票は、下請会社の責任者が、自らが労働者に対して行った作業指示の内容を記載して、これをY<sub>4</sub>及びY<sub>3</sub>に提出したものであると認められるところ、Y<sub>3</sub>がこれをチェックしていたからとって、下請会社に対して事実上の指揮監督を行っていた根拠となるものではない (Y<sub>3</sub>のAに対する安全配慮義務否定)。

vi Y<sub>4</sub>の責任 (否定) Y<sub>4</sub>が、本件工事の一部をY<sub>3</sub>から請け負った会社であり、Aとの間に直接雇用契約は締結されていない。Y<sub>4</sub>は、本件工事のうち、配管工事に係る部分を甲に発注しているが、Y<sub>4</sub>が、自ら下請会社の労働者に対して指示等を行っていたものと認めるに足りる証拠はなく、Aが、事実上Y<sub>4</sub>の指揮監督を受けて稼働していたものと認めるに足りる証拠もないから、本件の証拠関係を前提として、Y<sub>4</sub>とAとが、特別な社会的接触関係に入ったものと認めることはできない (iv同様の主張がされるが、特別の社会的接触関係を否定)。

② 【64】東京高判平 27・5・21 労判速 2253 号 6 頁（【63】の控訴審判決）

「X 主張のとおり Y<sub>1</sub> において本件原発事故を収束させるべきであり、その収束作業の作業環境が過酷な状況にあるとしても、そのことから当然に Y<sub>1</sub> が、直接の契約関係にない A に対しても X 主張の内容の安全配慮義務を負うということはできないし、前記引用に係る原判決が認定した本件の具体的事情の下で、Y<sub>1</sub> が A との関係で X の主張する不法行為上の具体的な安全配慮義務を負うと認めることはできない。その余の Y らについても、それぞれが A との関係において X 主張の注意義務を負っているとは認められないことないし注意義務違反の行為があったと認められないことは、原判決において説示するとおりである」。「X は、A と Y らとが特別な社会的接触関係に入ったとは認められないとした原判決の判断は不当であると主張する。しかし、A が本件原発において就労するに至る経緯及び A が従事した作業内容に係る Y らの指揮監督の実情等からすると、Y らと A との間に安全配慮義務を負うべき特別な社会的接触の関係があると認めることはできないというべきであり、この点についての原判決の判断は相当である」。